

(1) 農業農村整備事業の実施手続

県営土地改良事業は、申請者が施行申請に必要な調査を行い、地区計画書を作成の上、事業計画の概要を策定し県に申請することとなる。

しかし、調査・計画には高度の技術と多額の費用を要することから、地元から調査委託の希望があった場合においては、施行申請に必要な調査・計画を「県営事業等調査及び計画受託規則」により県が実施できることとしている。

なお、県営事業の開始等の手続については、別に定める「宮城県農業農村整備事業等実施要綱」によるものとする。

・ 土地改良事業等調査及び計画受託規則	132
・ 宮城県農業農村整備事業等実施要綱	153
・ 宮城県農業農村整備事業等管理計画策定要領	156
・ 宮城県農業農村整備事業等地区計画検討実施要領	157
・ 農地等地域整備構想策定支援事業費補助金交付要綱	169
・ 農地等地域整備構想策定支援事業実施要領	180

○土地改良事業等調査及び計画受託規則

昭和48年 3 月16日

宮城県規則第 5 号

改正 昭和56年 9 月18日規則第60号

昭和63年 3 月30日規則第14号

平成元年 3 月27日規則第20号

平成 7 年 3 月31日規則第38号

平成 8 年 3 月29日規則第42号

平成12年 3 月31日規則第40号

平成14年 3 月29日規則第65号

平成15年 1 月24日規則第 1 号

平成16年 3 月31日規則第73号

平成20年 3 月31日規則第56号

平成24年 7 月 3 日規則第55号

平成30年 3 月20日規則第19号

令和 4 年 3 月31日規則第25号

令和 8 年 7 月14日規則第59号

〔土地改良事業調査受託規則〕をここに公布する。

土地改良事業等調査及び計画受託規則

(平12規則40・平20規則56・改称)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、県営土地改良事業及びこれに準ずる県営事業（以下「県営土地改良事業等」という。）の実施を希望する市町村、土地改良区等からの委託を受けて行う当該県営土地改良事業等に係る調査及び計画（以下「調査事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 7 規則38・平 8 規則42・平12規則40・一部改正)

(調査事業の範囲等)

第 2 条 この規則に基づき受託する調査事業は、国庫補助の対象となる県営土地改良事業等のうち、次に掲げる事業（維持管理及び災害復旧に係る事業を除く。）のいずれかに係るものとする。

(1) 農地整備事業

- (2) 水利施設整備事業
- (3) 農地防災事業
- (4) 地域用水環境整備事業
- (5) 中山間地域総合整備事業
- (6) その他知事が特に必要と認める事業

2 調査事業は、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第6条及び第14条の2の規定並びに関係法令の規定により作成する地区計画書の作成に当たり必要な調査及び計画の作成を行う。

3 調査事業の期間は、原則として3年以内とする。

（平20規則56・全改、平24規則55・一部改正）

（委託の申込み）

第3条 調査事業の委託をしようとするものは、調査事業の開始を希望する年度の前年度の7月末日までに土地改良事業等調査及び計画委託申込書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

（平7規則38・平8規則42・平14規則65・平20規則56・一部改正）

（受託の決定等）

第4条 知事は、前条の申込書を受理した場合は、別に定めるところによりその内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、受託の適否を決定するものとする。この場合において、知事は、速やかにその旨を様式第2号により通知するものとする。

2 前項の審査においては、別に定める地区計画検討委員会の意見を聴くものとする。

（平8規則42・平20規則56・平24規則55・一部改正）

（契約の締結）

第5条 知事と前条の通知を受けたもの（以下「委託者」という。）は、調査事業のうち当該年度に実施する事業（以下「年度事業」という。）の委託契約を土地改良事業等調査及び計画委託年度契約書（様式第3号）により締結するものとする。

2 委託者は、委託料として年度事業に要する経費の2分の1に相当する額（当該年度事業が国庫補助の対象となる場合にあっては、年度事業に要する経費から国庫補助の額を控除した額の範囲内で知事が定める額）を負担しなければならない。

3 委託料は、知事の発行する納入通知書により一時に納入しなければならない。

（平14規則65・全改、平20規則56・平24規則55・令8規則59・一部改正）

（調査事業の変更）

第6条 知事又は委託者は、調査事業の内容を変更しようとするときは、土地改良事業等調査及び計画委託変更協議書（様式第4号）により協議しなければならない。

（平14規則65・全改、平20規則56・一部改正）

（調査事業の廃止）

第7条 知事又は委託者は、調査事業を廃止しようとするときは、土地改良事業等調査及び計画委託廃止協議書（様式第5号）により協議しなければならない。

（平14規則65・追加、平20規則56・一部改正）

（書類の経由）

第8条 この規則により知事に提出する書類は、正本及び副本各1部とし、調査事業の施行地を所轄する地方振興事務所長（以下「所長」という。）を経由しなければならない。

2 所長は、前項の書類の提出があったときは、意見を付して知事に送付しなければならない。

（昭63規則14・平8規則42・平12規則40・一部改正、平14規則65・旧第7条繰下・一部改正、平16規則73・平20規則56・一部改正）

（年度事業の実施及び報告）

第9条 所長に、第5条第1項に規定する年度事業の委託契約を締結し、当該年度事業を実施する権限を委任する。

2 所長は、必要に応じ年度事業の一部を委託し、又はその委託の内容を変更することができる。

3 所長は、前項の規定による委託をしたとき又は委託の内容を変更したときは、様式第6号により知事に報告しなければならない。

4 所長は、年度事業が終了したときは、速やかに、様式第7号により年度事業の結果を知事に報告しなければならない。

5 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、様式第8号により報告の内容を委託者に通知するものとする。

（平12規則40・追加、平14規則65・旧第8条繰下・一部改正、平15規則1・平20規則56・平24規則55・一部改正）

（調査事業の報告）

第10条 知事は、調査事業が終了したときは、速やかに、様式第8号により委託者に報告するものとする。

（平14規則65・追加、平24規則55・一部改正）

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、調査事業の実施に関し必要な事項は、知事と委託者との間において協議の上定めるものとする。

(平8規則42・一部改正、平12規則40・旧第8条繰下、平14規則65・旧第9条繰下)

附 則

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

土地改良事業等調査及び計画委託申込書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住所

氏名

県営土地改良事業 地区調査事業を委託したいので、土地改良事業等調査及び計画
受託規則第 3 条の規定により下記の関係書類を添えて申し込みます。

記

- 1 事業計画書（別紙 1）
- 2 調査事業同意状況調書（別紙 2）
- 3 市町村長の意見書（別紙 3）
- 4 その他知事が必要と認める書類

（注） 1 調査事業同意状況調書は、所有権等個人の財産権に変更が生ずる場合に添付すること。

2 市町村の意見書は調査事業を委託しようとするものが市町村長以外のものである場合に添付すること。

別紙1

土 地 改 良 事 業 計 画 書

地 区 名				市町村名				調査計画項目	調 査 期 間	調 査 量	調 査 費				
所 在 地				水 系 名				調 査 計 画 内 容			千円				
事業目的															
受益面積	水 田	畑	樹園地	山林原野	計										
	ha	ha	ha	ha	ha										
事業費	県 営		団体営・その他		計	反当事業費									
	千円		千円		千円	千円									
現 況								計							
計 画															
主要工事			関連事業					備 考							

- (注) 1 調査費の予算議決の写し又は確約書を添付すること。
 2 調査位置図(1 / 5,000又は1 / 25,000、A4横版)を添付すること。

別紙2

調査事業同意状況調書

年 月 日現在

市町村名	大字名	集落名	有資格者数	同意者数	未同意者数	同意率	備 考

(注) 副本には同意書原簿の写し1部を添付し、地方振興事務所で保管するものとする。

別紙3

市 町 村 長 の 意 見 書

市町村長名

1 事業の必要性

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

申込者 殿

宮城県知事

土地改良事業等調査及び計画の受託について（通知）

年 月 日付け〔第 号〕で申込みのあったこのことについて、下記のとおり受託する（しない）ので、土地改良事業等調査及び計画受託規則第4条の規定により通知します。

記

- 1 事業名
- 2 地区名
- 3 受益面積
- 4 その他

（注）受託しないときは、4その他に理由を記載する。

様式第3号（第5条関係）

土地改良事業等調査及び計画委託年度契約書

（以下「甲」という。）と宮城県 所長
（以下「乙」という。）は、土地改良事業等調査及び計画受託規則第5条の規定に基づき、
年度 事業の 地区の年度事業について、次のとおり契約
を締結する。

（年度事業の内容）

第1条 乙の実施する 年度の年度事業は、別添事業計画書のとおりとする。

（年度事業の期間）

第2条 この契約の有効期間は、契約成立の日から 年 月 日までとする。

（年度事業費及び支払い方法）

第3条 年度事業費は、総額 円とし、甲は 円、乙は 円
（年度事業に要する経費から国庫補助の額を控除した額のうち甲は 円、乙は 円）を負担することとする。

2 甲は、前項の負担額について、乙の発行する納入通知書により 年 月 日までに
納入するものとする。

（契約の変更）

第4条 この契約の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して定める。

（その他）

第5条 この契約書に定められた事項についての疑義又は契約書に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を所持する。

年 月 日

甲 印

乙 宮城県 所長 印

- （注） 1 変更があった場合には、変更箇所のみ記載し、変更契約書を作成すること。
2 変更契約を締結する場合には、別紙年度全体事業計画書の変更箇所を朱書で下段に明記すること。

別紙

年度全体事業計画書

市 町 村 名					調 査 事 業 名	事業				
地 区 名					委 託 申 込 月 日	年 月 日				
調 査 期 間	年度 ～ 年度				委 託 申 込 者					
全 体 調 査 費	千円(予定)				関 係 土 地 改 良 区					
年 度 割 計 画	全 体			年度		年度		年度		記 事
	項 目	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	
	事務費	%								
計			計		計		計			

様式第4号（第6条関係）

土地改良事業等調査及び計画委託変更協議書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿
(委 託 者)

委 託 者
(宮城県知事)

年 月 日付け 第 号で受託の通知があった（をした）県営土地改良事業
地区調査事業について、その内容を下記のとおり変更したいので、土地改良事業等調
査及び計画受託規則第6条の規定により協議します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更理由
- 3 変更内容

(注) 変更内容は、事業計画書（様式第1号の別紙1）に変更事項を赤黒対照で示すこと。

様式第5号（第7条関係）

土地改良事業等調査及び計画委託廃止協議書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿
(委 託 者)

委 託 者
(宮城県知事)

年 月 日付け 第 号で受託の通知があった（をした）県営土地改良事業
地区調査事業について、下記のとおり廃止したいので、土地改良事業等調査及び計画
受託規則第7条の規定により協議します。

記

1 廃止理由

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

所長

年度土地改良事業等調査委託（委託変更）について（報告）

このことについては、下記のとおりです。

- | | | | | | |
|---|-------|----------------|---|---|----|
| | | | | | 記 |
| 1 | 地区名 | | | | 地区 |
| 2 | 年度事業費 | | | | 千円 |
| 3 | 委託者名 | | | | |
| 4 | 委託期間 | 自 | 年 | 月 | 日 |
| | | 至 | 年 | 月 | 日 |
| 5 | 添付書類 | | | | |
| | (1) | 委託契約書（写） | | | |
| | (2) | 変更理由書（委託変更の場合） | | | |

（注）委託変更の場合は、年度事業費及び委託期間について、上段に（ ）書きで変更前の金額（期間）を記載すること。

様式第 7 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

所 長

年度土地改良事業等調査及び計画について（報告）

このことについては、下記のとおりです。

記

- | | | |
|---|---------|--------------------|
| 1 | 地 区 名 | 地区 |
| 2 | 施 行 地 名 | |
| 3 | 年度事業費 | 千円 |
| 4 | 施 行 方 法 | |
| 5 | 期 間 | 自 年 月 日
至 年 月 日 |
| 6 | 結 果 | 別紙のとおり |
| 7 | 記 事 | |

- （注） 1 経過表（別紙 1）及び位置図を添付すること。
2 調査事業の最終年度に係る報告については、個別表（別紙 2）を添付すること。

経 過 表

調 査 受 託	1 委 託 申 込 年 月 日		年 月 日		5 地 区 計 画 検 討 委 員 会 審 査 状 況		幹 事 会		検 討 委 員 会	
	2 委 託 申 込 者					現地調査	年 月 日		年 月 日	
	3 調 査 事 業 同 意					第 1 回	年 月 日		年 月 日	
	4 受 託 年 月 日		年 月 日			第 2 回	年 月 日		年 月 日	
					6 地 形 図 作 成	作成年度	事 業 名		数量	金 額
調 査 計 画	1 期 間		年度～ 年度		7 そ の 他					
	2 全体調査計画費		千円							
	3 調査計画年度割		全 体		年度		年度		年度	
			項 目	金額	数 量	金額	数 量	金額	数 量	金額
			計		計		計		計	
4 委 託 状 況		委 託 名								
		業 者 名								
		契 約 年 月 日								
		期 間								
		契 約 金 額								

別紙2

個 別 表

事業名	事業				関係簿冊	事業計画書 事業計画概要書 事業計画参考資料 事業計画書添付図面				
地区名										
受託年月日	年 月 日									
事業費	百万円				関連事業	事業名	地名	面積	事業費 (進捗率%)	工期
主要工事	工 種	数 量	工 種	数 量						
効 果	総費用総便益比		$\frac{\text{千円}}{\text{千円}} =$		留意事項 そ の 他					
	効果の内訳	効果 効果 効果 効果 その他の効果								
関係団体	市町村名									
	改良区名									

様式第 8 号（第 9 条、第 10 条関係）

第 号
年 月 日

殿

宮城県知事

土地改良事業等調査及び計画の終了について（報告）

年 月 日付け〔 第 号〕で申込みのありましたこのことについて
は、土地改良事業等調査及び計画受託規則第 9 条第 4 項（第 10 条）の規定により年度事業
（調査事業受託）の結果（終了）を報告します。

記

1	地 区 名	地区
2	施 行 地 名	
3	調査事業費	千円
4	施 行 方 法	
5	期 間	自 年 月 日 至 年 月 日
6	結 果	別紙のとおり
7	記 事	

- （注）1 年度事業の報告については、調査事業費の欄に年度事業費を記入し、別紙資料
として経過表（様式第 6 号の別紙 1）及び位置図を添付すること。
2 調査事業の報告については、注 1 の資料に個別表（様式第 6 号の別紙 2）を添
付すること。

附 則（昭和56年規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年規則第14号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年規則第20号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条から第113条までの規定による改正前のこれらの規定に規定する各規則及び各県令（以下「規則等」という。）の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の規則等の規定によるものとみなす。

附 則（平成7年規則第38号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年規則第42号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第40号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第65号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第1号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第73号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第56号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年規則第59号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等は、それぞれ改正後の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等とみなす。
- 3 改正前の各規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の各規則の規定によるものとみなす。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

(平14規則65・全改、平15規則 1・平16規則73・一部改正、平20規則56・旧様式第 2 号繰上・一部改正、令 4 規則25・一部改正)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

(平20規則56・追加)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

(平14規則65・追加、平15規則 1・平20規則56・平24規則55・平30規則19・令 8 規則59・一部改正)

様式第 4 号 (第 6 条関係)

(平14規則65・追加、平15規則 1・平20規則56・令 4 規則25・一部改正)

様式第 5 号 (第 7 条関係)

(平14規則65・追加、平15規則 1・平20規則56・令 4 規則25・一部改正)

様式第 6 号 (第 9 条関係)

(平24規則55・追加)

様式第 7 号 (第 9 条関係)

(平12規則40・追加、平14規則65・旧様式第 3 号繰下・一部改正、平20規則56・一部改正、平24規則55・旧様式第 6 号繰下)

様式第 8 号 (第 9 条、第10条関係)

(平12規則40・追加、平14規則65・旧様式第 4 号繰下・一部改正、平20規則56・一部改正、平24規則55・旧様式第 7 号繰下)

宮城県農業農村整備事業等実施要綱

制定 平成20年4月1日農村第3号
最終改正 令和3年6月24日農村第138号

(趣旨)

第1 この要綱は、県が実施、受託、補助、助成等を行う農業農村整備事業等について、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）、県営土地改良事業条例（昭和25年宮城県条例第67号）、国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和34年宮城県条例第36号）及び土地改良事業等調査及び計画受託規則（昭和48年宮城県規則5号。以下「受託規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の定義)

第2 農業農村整備事業等とは、農業生産基盤の整備、農村の生活環境整備及び農村の保全管理を目的として、法及びその他の法令並びに国の定める要綱等に基づき実施する事業のことをいう。

2 農業農村整備事業等は、施行主体により次のとおり区分する。

- (1) 県営事業 県が施行主体となり実施する農業農村整備事業等をいう。
- (2) 団体営事業 市町村及び土地改良区等が施行主体となり実施する農業農村整備事業等をいう。
- (3) 国営事業 国が施行主体となり実施する農業農村整備事業等をいう。

(環境との調和への配慮)

第3 農業農村整備事業等の施行に当たっては、環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（平成14年2月14日付け13農振第2512号）等に基づく措置を講ずるものとする。

(県営事業の事業管理計画)

第4 県は、計画的な県営事業の推進を図るため、事業管理計画を毎年度策定することとし、その計画期間は、作成年度を初年度とした10年間とする。

2 事業管理計画は、県の予算確保の見通し等を総合的に勘案して策定するものとする。

3 事業管理計画には、当該計画を作成しようとする年度において事業実施中の地区及び当該計画の計画期間内に事業着手を予定する地区について策定するものとする。

4 事業管理計画は、前項の地区につき、事業種別、地区名、事業実施時期、事業量、概算事業費等を明らかにするものとする。

5 県は、事業管理計画の策定に当たり市町村、土地改良区等関係機関の意見を聴くものとする。

6 事業管理計画は、宮城県農業農村整備事業等管理計画策定要領に基づき策定するものとする。

(県営事業の地域整備構想の策定)

第5 事業管理計画に位置づけられた県営事業について、法第85条第1項、法第85条の2第1項、法第85条の3第1項若しくは第6項又は法第85条の4第1項の規定による申請を行おうとする者（以下「事業申請者」という。）は、地域整備構想を策定するものとする。

2 地域整備構想は、関係者の合意のもとで、地域の現状と課題を整理し、県営事業の実施によって目指す農村地域の将来構想等を明らかにするものとする。

(県営事業の計画概要の策定)

第6 事業申請者は、地域整備構想に基づき、県営事業として実施しようとする農業農村整備事業の計画の概要（以下「計画概要」という。）を策定するものとする。

2 計画概要は、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第6条の規定により作成するものとする。

(県営事業の土地改良法に基づく施行申請)

第7 事業申請者が、県営事業の施行を申請する場合には、第6の計画概要を添付しなけ

ればならない。

- 2 県が、前項の申請をうけ、法第86条第1項の規定により適否の決定を行う際の手続きについては、県営土地改良事業計画決定要領（以下「計画決定要領」という。）に基づくものとする。
- 3 前項の規定において、県は、社会経済の情勢から当該事業の実施が困難と認められた場合、適否の決定を留保することができるものとする。

（県営事業の事業計画書策定の受託）

- 第8 県は、第5の地域整備構想が策定された後に、受託規則に基づき、事業申請者からの申請により、事業計画書の策定を受託することができる。
- 2 県は、法に基づかない農業農村整備事業等（以下「予算補助事業」という。）について、市町村等からの申請により、各事業実施要綱及び要領等に基づく事業計画書の策定を受託することができる。
- 3 県は、前2項の申請があったときには、新規調査受託審査方針等に基づき内容を審査し、受託の可否を決定するものとする。
- 4 県は、受託して事業計画書を策定するときは、委託者その他の関係者と十分な連携を図るものとする。

（県営事業の事業計画書の検討）

- 第9 事業申請者又は予算補助事業の申請者（以下「事業申請者等」という。）は、県営事業の着手を希望する前年度の5月末日までに、地方振興事務所に事業計画書を提出するものとする。ただし、県が事業計画書を策定している場合は、この限りでない。
- 2 地方振興事務所長は、前項により提出された事業計画書について、内容を調査の上、必要があると認めたときに、事業申請者等に指導・助言するものとする。
- 3 県は、事業計画書が提出された場合又は県が策定した事業計画書について、国庫補助事業としての採択等の手続きを円滑に進めるために必要と認めるときは、あらかじめ国との調整を行うものとする。

（県営事業の国庫補助事業採択申請等）

- 第10 県は、県営事業の実施について法第86条第1項により適当と決定した後、当該事業について、国庫補助事業としての採択申請等の手続きを行うものとする。ただし、予算補助事業にあつては、宮城県農業農村整備事業等地区計画検討実施要領（以下「計画検討実施要領」という。）に基づき、内容を審査した後とする。
- 2 県は、国庫補助事業として円滑に事業を実施する上で止むを得ない理由がある場合には、前項の規定にかかわらず、法第86条第1項の決定前に国庫補助事業の採択申請等の手続きに着手することができるものとする。
- 3 県は、前項の場合において、法第86条第1項の規定により適当ではないと決定されたときは、直ちに国庫補助事業として実施するための手続きを中止するものとする。

（県営事業の開始）

- 第11 県は、第7により県営事業の施行が適当であると決定したときは、法第87条第1項の規定により、県営事業の計画を策定するものとする。
- 2 県営事業の計画を策定する際の手続きについては、計画決定要領に基づくものとする。
- 3 県営事業の計画による工事に着手するときは、次の要件を満たさなければならない。
 - (1) 法第87条第6項の異議申立てがないとき、又は異議申立てがあった場合においてそのすべてについて同条第7項の規定により決定があり、事業計画が確定していること。
 - (2) 当該事業に要する経費について、県の予算が確保される見通しがあること。
 - (3) 国により、国庫補助事業としての採択等が決定していること。
- 4 予算補助事業に着手するときは、前項（2）及び（3）の規定を準用する。

（県営事業の計画の変更）

- 第12 県営事業の計画を変更するときは、法第88条の規定により県が変更後の事業の計画（以下「変更計画」という。）を策定するものとする。
- 2 変更計画を策定する際の手続きについては、計画決定要領に基づくものとする。

3 当該変更計画に係る工事等への着手は、法第88条の規定により、変更後の事業計画が確定した後に行うものとする。

(団体営事業の事業管理計画)

第13 団体営事業の事業管理計画策定については、第4の規定を準用する。

(団体営事業の計画の策定と申請)

第14 団体営事業の計画の策定及び申請手続きについては第5から第7の規定を準用する。

(国営事業の事業管理計画)

第15 国営事業の事業管理計画策定については、第4の規定を準用する。

(国営事業の農林水産大臣との協議)

第16 県は、国営事業について、農林水産大臣から法第86条第2項又は法第88条第4項の協議があった場合には、事業管理計画への位置づけの有無を確認しなければならない。

2 前項の確認の結果、事業管理計画への位置づけがない場合には、事業管理計画の変更を行うものとする。そのときは、当該国営事業の必要性、緊急性、効果性、効率性等を十分に検討した上で、他の事業との調整を図るものとする。

3 前項の変更後の事業管理計画は、県の予算確保の見通し等を総合的に勘案して策定しなければならない。

4 第2項の検討及び調整の結果、当該国営事業を事業管理計画に位置づけるべきではないとの結論を得た場合には、法第86条第2項又は法第88条第4項の協議に対しては、その旨を回答するものとする。

(地区計画検討委員会)

第17 県は、次に掲げる事項について意見を聴くため、計画検討実施要領に基づき地区計画検討委員会を設置するものとする。

(1) 第3に規定する環境との調和への配慮

(2) 第4に規定する事業管理計画の決定

(3) 第8第3項に規定する受託の可否の決定

(4) 第9第2項に規定する事業計画書への指導・助言

(5) 第10第2項の国庫補助事業採択等手続きの着手

(6) 第12第1項の事業計画の変更

(7) 第13から第15の規定により準用される(2)及び(4)の事項

(8) 水利施設等保全高度化事業実施要綱、農山漁村地域整備交付金実施要綱及び農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱等に基づく機能保全計画策定の着手

(9) 県有施設に係る調査計画の着手

(公共事業評価)

第18 県は、県営事業(第17第1項(8)の事業を除く。)について、「行政活動の評価に関する条例」及び「行政活動の評価に関する条例施行規則」に基づき、公共事業評価を実施しなければならない。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月24日から施行する。

宮城県農業農村整備事業等管理計画策定要領

制 定 平成20年4月1日農村第3号
最終改正 平成31年4月1日農村第17号

(趣旨)

- 第1 本要領は、宮城県農業農村整備事業等実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める事業管理計画（以下「管理計画」という。）の策定に関して必要な事項を定めるものとする。
- なお、本要領に基づき策定する事業管理計画は、「農業農村整備事業管理計画について（平成3年6月24日付け3構改D第400号構造改善局長名通知）」との整合を図るものとする。

(管理計画の区分)

- 第2 実施要綱第4第3項に規定する対象地区を、事業要望管理、事業計画管理、事業進捗管理に区分する。
- 2 事業要望管理の対象は、地域整備構想の策定中であって、事業採択等を予定する年度の10年度前から5年度前までの地区とする。
- 3 事業計画管理の対象は、地域整備構想が策定され、事業採択等を予定する年度の4年度前から前年度までで、農業農村整備事業等の実施を県が妥当と判断した地区とする。
- 4 事業進捗管理の対象は、地域構想実現のために、事業実施の初年度から完了年度までの地区とする。

(管理計画の策定)

- 第3 管理計画は、地域構想の実現に向けて関連施策と十分な調整を行い、農業農村整備事業等の必要性、有効性及び緊急性を勘案し策定するものとする。なお、事業管理計画の区分に応じて、主に次に掲げる施策等との調整を図るものとする。
- (1) 事業管理計画全般
- イ) みやぎ農業農村整備基本計画
- ロ) 市町村農業振興地域整備計画
- ハ) その他関連する施策や事業
- (2) 事業要望管理
- イ) 市町村及び改良区等要望
- ロ) 県管内の整備状況
- (3) 事業計画管理
- イ) 農業水利施設のストックマネジメントに係る事業については、機能保全計画
- ロ) 経営体育成に係る事業については、営農に係る将来構想
- ハ) 農地等の防災に係る事業については、各種防災計画
- (4) 事業進捗管理
- イ) 事業地区計画
- ロ) 設定工期における年次施工計画
- 2 前項のほか、年度毎に別に定める事業管理計画策定方針に基づき計画するものとする。

(管理計画の決定)

- 第4 地方振興事務所長は、策定した管理計画を毎年度6月末日までに農村振興課に提出するものとする。各事務所からの提出された管理計画は、県の予算の見通しを踏まえ、地区計画検討委員会の意見を聴いて、農政部長が決定する。決定の時期は、毎年度8月末日を目標とする。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 宮城県農業農村整備事業管理計画策定細則（平成12年4月1日施行）は、廃止する。

宮城県農業農村整備事業等地区計画検討実施要領

制 定 平成13年 2月 1日 農計第887号
最終改正 令和 4年 4月 1日 農村第96号

(趣旨)

第1 本要領は、宮城県農業農村整備事業等実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、県が事業施行の主体又は支援の主体として、その計画の妥当性を判断し、また計画策定過程の透明性及び客観性を確保して、社会経済情勢に対応した事業執行を行うための検討に必要な事項を定める。

(検討対象)

第2 本要領で対象とする事業は、実施要綱第2に定める事業とする。

- 2 前項のうち、維持管理及び災害復旧に係る事業は除く。
- 3 団体営事業は、県費負担を伴うハード整備事業を対象とする。
- 4 非公共事業のうち、ソフトとハードが一体で採択される「農地耕作条件改善事業」及び「農業水路等長寿命化・防災減災事業」のうち、県費負担を伴うものは対象とし、採択前に検討するものとする。

(検討の時期と内容)

第3 事業計画の検討は、下記のときに実施する。

- (1) 事業管理計画を策定するとき（実施要綱第17第1項（2）、（7））
 - (2) 調査計画を受託するとき（実施要綱第17第1項（3））
 - (3) 県有施設に係る調査計画を実施するとき（実施要綱第17第1項（9））
 - (4) 別表1第1項に掲げる新規事業地区計画を策定するとき（実施要綱第17第1項（1）、（4）、（5）、（8））
 - (5) 別表1第2項に掲げる変更事業地区計画を策定するとき（実施要綱第17第1項（1）、（6））
 - (6) 上記のほか、農政部長が必要と認めるとき
- 2 前項のとき検討する項目内容は別紙－1及び別紙－2に定める。

(地区計画検討委員会の設置)

第4 第3の検討を行うため、地区計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の効率的な運営を行うため、委員会に幹事会を設置する。
- 3 委員会の運営に関する事務は、農村振興課が行うものとする。
- 4 効率的・効果的な検討を図るため地方振興事務所に地方検討委員会を設置する。
- 5 地方検討委員会の構成及び運営については所長が別に定める。

(委員会の構成)

第5 委員会の構成は、別表2のとおりとする。

- 2 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 3 委員会は、団体営事業の計画に関する検討を幹事会に委託する。
- 4 委員会は、実施要綱第17第1項（8）に関する検討を幹事会に委託する。
- 5 委員会は、実施要綱第17第1項（9）に関する検討を幹事会に委託する。
- 6 委員長は、必要に応じて検討に係る関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。
- 7 委員長に事故がある時、又は委員長が欠けた時は、副委員長がその職務を代理する。

(幹事会の役割)

第6 幹事会は、委員会が行う第3の検討の事前検討の実施及び委員長が指示する検討を

行う。

- 2 幹事会は、第5第3項の規定により団体営事業の計画に関する検討を行う。
- 3 幹事会は、第5第4項の規定により実施要綱第17第1項（8）に関する検討を行う。
- 4 幹事会は、第5第5項の規定により実施要綱第17第1項（9）に関する検討を行う。

（幹事会の構成）

第7 幹事会の構成は、別表3のとおりとする。

- 2 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。
- 3 幹事長は、必要に応じて検討に係る関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出や現地調査を求めることができる。
- 4 幹事長に事故がある時、又は幹事長が欠けた時は、副幹事長がその職務を代理する。

（新規事業地区計画等策定時の事務手続き）

第8 地方振興事務所長は、新規事業地区の採択等を希望する年度の2年度前の11月末日までに様式第1号により、その次年度の地区計画検討の依頼予定について提出するものとする。

- 2 地方振興事務所長は、実施要綱第17第1項（8）及び（9）を予定する年度の前年度の7月末日までに様式1号により、その年度の地区計画検討の依頼予定について提出するものとする。
- 3 事業申請予定者等は、実施要綱第9第1項の規定により、新規事業地区の採択等を希望する年度の前年度の5月末日までに、事業計画書（実施要綱第17第1項（8）を除く。）及び地区計画検討依頼（様式第2号）を提出するものとする。ただし、県が事業計画書を策定している場合は除く。
- 4 地方振興事務所長は、前項の提出のあった場合又は事業計画書を策定した場合は、実施要綱第9第2項の規定による指導・助言ののち、様式第3号により地区計画検討書を別に指示する期限までに提出するものとする。
- 5 地方振興事務所長は、第1項の規定により提出した内容について、止むを得ない事情により計画検討を延期または中止する地区が生じた場合には、地区計画検討年度の6月末日までに様式第7号により、変更内容を提出するものとする。

（変更事業地区計画策定時の事務手続き）

第9 地方振興事務所長は、実施要綱第12第2項の規定により、変更事業計画の決定を予定する前年度の11月末日までに、変更地区計画検討依頼（様式第4号）を提出するものとする。

- 2 地方振興事務所長は、変更地区計画検討書を様式第5号により、別に指示する期限までに提出するものとする。
- 3 地方振興事務所長は、第1項の規定により提出した内容について、止むを得ない事情により計画検討を延期または中止する地区が生じた場合には、地区計画検討年度の6月末日までに様式第7号により、変更内容を提出するものとする。

（検討結果の通知）

第10 委員長は、委員会における意見を速やかに農政部長に報告する。

- 2 農政部長は、前項において報告された結果を、地方振興事務所長を経由し、検討を依頼した者に速やかに通知（様式第6号）する。

（その他）

第11 この要領に定めるもののほか、農業農村整備事業地区計画検討に関して必要な事項は、農政部長が別に定める。

別紙－１（第３関係・調査計画を受託するとき）

（１）農地整備事業の場合

検討項目	内容	地区状況	判定
１ 必要性	① 地域整備構想は明確か。		
	② 地域農業の発展阻害要因が明確であり、事業実施の必要性が明確か。		
	③ 県の地域振興方向と合致するか。		
２ 有効性	① 農地集積率の目標設定が明確か(80%以上)。また、農地中間管理機構との連携が見込まれるか。		
	② 中心となる経営体は育成・確保されているか。		
	③ 生産コスト低減や省力化技術の導入の計画となっているか。		
	④ 高収益作物の具体的な導入計画があるか。		
	⑤ 多面的機能維持の活動があるか。		
３ 緊急性	① 関連施策や関連事業等があるか。		
	② いま事業実施しない場合の影響はあるか。		
４ 熟度	① 受益者の調査同意状況。		
	② 地域整備構想の達成に向けた体制整備に計画的に取り組まれているか。		
	③ 用排水系統や土地調査等の事前調査が実施されているか。		
５ 検討結果	事業の実施を希望する地区として調査計画の受託が妥当か。	(意見)	

(2) 水利施設整備事業及び農地防災事業（湛水防除事業のうち機能保全対策）の場合

検討項目	内容	地区状況	判定
1 必要性	① 地域整備構想は明確か。		
	② 地域農業の発展阻害要因が明確であり、事業実施の必要性が明確か。		
	③ 県の地域振興方向と合致するか。		
2 有効性	① 老朽化に伴う維持管理費は増加しているか。		
	(水利施設整備事業(機能保全対策事業))		
	② ストマネ実施方針へ記載されているか。		
	水利施設整備事業（基幹水利施設整備型）※整備・更新事業を対象		
	② 受益地内の農地が、地域の担い手に集積されているか。		
4 緊急性	(水利施設整備事業(機能保全対策事業))		
	③ 機能保全計画が策定されているか。		
	① 関連施策や関連事業等があるか。		
	② 過去10年間で応急対策を実施したことがあるか。		
	③ 農業用基幹施設であり機能停止（能力低下）による被害発生が想定される又は既に被害があるか。		
5 熟度	④ 対象施設の老朽化は進行しているか。		
	(水利施設整備事業の場合)		
	① 関係土地改良区の総代会等の議決が得られているか。		
	(湛水防除事業の場合)		
	① 関係市町村における計画内容の合意や予算の確約が得られているか。		
7 検討結果	② 道路、用排水系統及び受益範囲が整理されえているか。		
	水利施設整備事業（基幹水利施設整備型）※整備・更新事業を対象		
	③ 予定管理者の合意を得ているか？		
	事業の実施を希望する地区として調査計画の受託が妥当か。	(意見)	

(3) 農地防災事業調査の場合

検討項目	内容	地区状況	判定
1 必要性	① 地域整備構想は明確か。		
	② 施設整備の必要性が明確か。		
	③ 県の地域振興方向と合致するか。		
2 有効性	(湛水防除事業の場合) ① 受益地内農地への湛水被害状況が整理されているか。		
	② 被害想定区域内に民家・農業用施設、公共施設は位置しているか。		
	(ため池整備事業の場合) ① 防災重点農業用ため池として位置づけられているか。または、各種点検調査により対策が求められているか。		
	② 被害想定区域内に民家・農業用施設、公共施設は位置しているか。		
	(農業用河川工作物等応急対策事業の場合) ① 被害想定区域内に民家・農業用施設、公共施設は位置しているか。		
3 緊急性	(湛水防除事業の場合) ① 過去に応急排水対策を実施したことがあるか。		
	(ため池整備事業の場合) ① 重要度区分で緊急性があるか。		
	② 関連施策や関連事業等があるか。		
	(農業用河川工作物等応急対策事業の場合) ① 河川管理者から改善命令があるか。		
	② 過去に堤防決壊防止等の応急対策を実施したことがあるか。		
	③ 関連施策や関連事業等があるか。		
4 熟度	① 用排水系統や受益範囲が整理されており、事業推進のための事前調査が実施されているか。		
	(湛水防除事業の場合) ② 関係市町村における計画内容の合意や予算の確約が得られているか。		
	(ため池整備事業の場合) ② 防災重点農業用ため池の場合、工事期間中の代替用水等の合意が得られているか。その他農業用ため池の場合、受益者からの調査同意が得られているか。		
5 検討結果	事業の実施を希望する地区として調査計画の受託が妥当か。	(意見)	

(注) 表中「内容」については、検討対象事業の特性に応じて、幹事会が変更することがある。

別紙ー 2 (第 3 関係・新規及び変更事業地区計画を策定するとき)

事務所名		事業名			地区名		新規・継続の区分	
		農地整備事業			地 区		新規	
関係市町村名				関係土地改良区名				
主	副1	副2	副3	主		副		
事業概要								
受益面積 (ha)		全体事業費 (千円)		全体事業量		着工 (年度)		完了 (年度)
ha		千円						
評価実施年度までの事業費 (千円)		評価実施年度までの事業量		評価実施年度事業費 (千円)				
— 千円		—		— 千円				
来年度要求額 (千円)		来年度の事業内容						
千円								

		数値	評価	1	2	3	4	5	配分点	評価 × 配分点
1. 必要性									20	
計画的な事業の推進				低い		普通		高い	5	0
まちづくりへの支援				低い		普通		高い	5	0
農業の振興				低い		普通		高い	5	0
農業生産基盤の均衡ある発展			%	低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	0
小 計										0 / 5 = 0
2. 有効性									20	
農村の振興			%	低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	0
農家への支援			%	低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	0
農業体質強化等の推進				低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	0
産地収益力の向上 (高収益作物への転換)			%	低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	0
小 計										0 / 5 = 0
3. 効率性									20	
費用対効果				低い	やや低い	普通	やや高い	高い	10	0
10a当たりの事業費			千円	高い	やや高い	普通	やや安い	安い	5	0
横断的な事業の推進						普通		高い	5	0
小 計										0 / 5 = 0
4. 緊急性									10	
農業経営の緊急強化	高齢化率		%	低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	0
	耕作放棄地率		%	低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	0
小 計										0 / 5 = 0
5. 熟度									30	
地域の合意形成			%	低い		普通		高い	15	0
計画の熟度				低い		普通		高い	5	0
事業推進団体等の有無及び活動状況				低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	0
各種協議の進捗				低い	やや低い	普通	やや高い	高い	5	0
小 計										0 / 5 = 0
総 合 点										0
コメント1＜事務所＞										
コメント2＜市町村＞										
コメント3＜関係団体＞										

(注) 上表は宮城県農業農村整備事業等地区計画検討実施要領の一部暫定改定について (令和 2 年 2 月 1 4 日付け農村号外) により暫定改定されたもので、農地整備事業の例である。

別表 1 (第 3 (3)、(4) 関係)

- 1 土地改良法(以下「法」という。)第 5 条、第 4 8 条、第 8 5 条第 1 項、第 8 5 条の 2 第 1 項、第 8 5 条の 3 第 1 項若しくは第 6 項、第 8 5 条の 4 第 1 項、第 8 7 条の 3 及び第 9 6 条の 2 の事業計画を定める場合又は予算補助事業等で各事業の要綱、要領に基づく事業計画を定める場合
- 2 法第 8 8 又は第 9 6 条の 3 の土地改良事業の施行に係る地域、その他土地改良事業計画の農林水産省令で定める重要な部分の変更を行う場合又は予算補助事業等(実施要綱第 1 7 第 1 項(8)を除く。)の変更を行う場合
 ただし、その変更の内容が次の各号のいずれかに該当する場合とするが、各事業の要綱、要領に定めがある場合はその定めによる。
 - (1) 土地改良事業の施行に係る地域の変更(ア又はイのいずれかの場合)
 - ア 新たに地域の一部となる土地の地積及び変更後の事業費のうちその土地に係るものが、それぞれ変更前の土地の地積及び事業費の 1 0 %を超える場合
 - イ 地域の一部から除外する土地の地積及び変更後の事業費のうちその土地に係るものが、それぞれ変更前の土地の地積及び事業費の 1 0 %を超える場合
 - (ア、イともに法第 8 8 条第 6 項で準用する法第 4 8 条第 4 項に規定する地域の変更において土地改良法施行規則第 3 8 条の 6 の 2 で定める軽微な変更を除くもの。)
 - ウ その他土地改良事業計画の農林水産省令で定める重要な変更
 - 「土地改良法施行規則第 3 8 条の 2 の農林水産大臣が定める主要工事計画等(平成 1 8 年 9 月 2 5 日農林水産省告示第 1 2 7 2 号。以下「告示」という。)」に定める主要事業計画等の変更であつて、以下に該当するもの
 - ア 主要工事計画を変更する場合であり、次のとおりとする。
 - (i) 貯水池等の追加又は廃止
 - (ii) 貯水池等の位置の大幅な変更
 - (iii) 農業用排水施設の新設又は変更のみを内容とする事業にあつては、1 0 0 h a 以上の受益面積の変更
 - (iv) 農業用水路又は農業用排水路の総延長の 2 0 %以上の変更
 - (v) 農業用道路の総延長の 2 0 %以上の変更
 - (vi) 農業用道路の新設又は変更のみを内容とする事業にあつては、1 0 %以上の変更
 - (vii) 農用地の改良又は保全のため必要な工事にあつては、受益面積の 1 0 0 h a 以上又は当該事業の受益面積全体のおおむね 2 0 %以上の工種の追加又は廃止
 上記における「区画整理工事」の場合は、次のとおりとする。
 - (i) 道路工の総延長の 2 0 %以上の変更
 - (ii) 用水路工の総延長の 2 0 %以上の変更
 - (iii) 排水路工の総延長の 2 0 %以上の変更
 - (iv) 暗渠排水工及び客土工は、受益面積全体のおおむね 2 0 %以上又は 1 0 0 h a 以上の工種の追加又は廃止(区画整理区域内面積の増減は除く)
 - イ 管理すべき施設の種類並びにその管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時及び洪水時における措置を変更する場合
 - ウ 上記ア、イにかかる事業費の変更で告示第二号及び第四号に規定されているものについて変更する場合

別表 2（第 5 関係）

委員会の構成	
委員長	農政部副部長
副委員長	農政部副部長（技術担当）
委員	農政総務課長 農業政策室長 農業振興課長 みやぎ米推進課長 園芸推進課長 農山漁村なりわい課長 農村振興課長 農村整備課長 農村防災対策室長

別表 3（第 7 関係）

幹事会の構成	
幹事長	農村振興課（事業管理計画担当）
副幹事長	農村整備課（総括担当）
幹事	農村振興課（総括担当） 農山漁村なりわい課（総括担当） 農村整備課（農地集積指導担当） 農村防災対策室（総括担当）

様式第 1 号

番 号
年 月 日

農政部長 殿

地方振興事務所長

宮城県農業農村整備事業等地区計画検討の予定について（提出）
新規採択希望県営農業農村整備事業等のうち、 年度に地区計画検討の依頼を予定する地区について、下記のとおり提出します。

記

事業名	地区名	関係市町村名	地区面積 概算事業費	備考
			ha 千円	
			ha 千円	

様式第 2 号

番 号
年 月 日

地方振興事務所長 殿

施行申請予定者

宮城県農業農村整備事業等地区計画検討について（依頼）
年度新規採択希望県営農業農村整備事業等の下記地区計画について、検討願います。

記

事業名	地区名	関係市町村名	地区面積 概算事業費	備考
			ha 千円	
			ha 千円	

様式第 3 号

番 号
年 月 日

農政部長 殿

地方振興事務所長

宮城県農業農村整備事業等地区計画検討書について（提出）
年度地区計画検討の依頼があった、下記の県営農業農村整備事業等新規採択等希望地区の計画検討書を別添のとおり提出します。

記

事業名	地区名	関係市町村名	地区面積 概算事業費	備考 (採択希望年度)
			ha 千円	
			ha 千円	

様式第 4 号

番 号
年 月 日

農政部長 殿

地方振興事務所長

宮城県農業農村整備事業等変更地区計画検討について（依頼）
年度計画変更予定の県営農業農村整備事業等地区計画について、検討願います。

記

事業名	地区名	関係市町村名	地区面積 概算事業費	備考
			ha 千円	
			ha 千円	

様式第 5 号

番 号
年 月 日

農政部長 殿

地方振興事務所長

宮城県農業農村整備事業等変更地区計画検討書について（提出）
年度計画変更を予定する下記の県営農業農村整備事業等地区の計画検討書を別添のとおり提出します。

記

事業名	地区名	関係市町村名	地区面積 概算事業費	備考 (変更予定年度)
			ha 千円	
			ha 千円	

様式第 6 号

番 号
年 月 日

検討依頼者 殿

農政部長

宮城県農業農村整備事業等地区計画検討の結果について（通知）
年度県営農業農村整備事業等新規採択等希望地区（事業計画変更予定地区）について、計画検討委員会における検討の結果を下記のとおり通知します。

記

事業名	地区名	関係市町村名	地区面積 概算事業費	計画検討委員会の意見等
			ha 千円	
			ha 千円	

(〇〇地方振興事務所(農業農村整備部扱い)経由)

※検討依頼者が県関係機関以外の場合に、上記のとおり記載する。

番 号
年 月 日

農政部長 殿

地方振興事務所長

宮城県農業農村整備事業等地区計画検討予定の変更について（提出）
年 月 日付け 第 号で提出した平成 年度に地区計画検討を予定する地区について、下記のとおり変更しますので提出します。

記

1 変更後の地区計画検討予定地区

事業名	地区名	関係市町村名	地区面積 概算事業費	備考
			ha 千円	
			ha 千円	

（注）変更前の記載事項を見え消し線により削除すること。

2 変更の理由

3 添付資料

農地等地域整備構想策定支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、農地等地域整備構想策定事業を行う者（以下「事業主体」という。）が農地等地域整備構想策定支援事業に要する経費について、当該事業主体に対し、予算の範囲内において農地等地域整備構想策定支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）及び農地等地域整備構想策定支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2 補助金の交付対象となる事業の経費、補助額及び補助限度額は、別表1のとおりとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

(交付申請の添付書類)

第4 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 農地等地域整備構想策定支援事業実施計画書（実施要領別記様式第1号）
- (2) 実施計画書附属資料

(交付決定前着手)

第5 補助事業の着手は、原則として補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事由により、当該交付決定前に補助事業に着手する必要がある場合には、事業主体は知事に対して、別記様式第7号を提出するものとする。

(交付の条件)

第6 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をする場合又は事業の一部を中止ないし廃止する場合においては、別記様式第2号により、知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる重要な変更以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。
 - イ 補助金交付決定額の10%以上の減額を伴う変更
 - ロ 補助対象経費区分ごとに20%以上の増減を伴う変更
 - ハ 補助対象事業の内容の重大な変更
- (2) 補助事業の全部を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、知事に報告してその指示を受けること。

(状況報告)

第7 知事は、事業主体に対し必要の都度、別に定める様式により、執行状況の報告を求めることができる。

(実績報告)

第8 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとし、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1)実施要領第6により知事に提出する事業実績書及び附属資料
- (2)農地等整備構想策定支援事業費補助金財産管理台帳（別記様式第6号）

(補助金の交付方法)

第9 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により、概算払により交付できるものとし、その請求書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第10 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、取得価格又は効用の増加した財産の価格が5万円以上のものとする。

(処分の制限を受ける期間)

第11 規則第21条ただし書きの規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に耐用年数が定められているものにあつては、その耐用年数に相当する期間とする。

(書類の備付け等)

第12 市町村等は、第11の期間内において処分の制限を受ける財産の管理の状況を明らかにするため、その財産に係る財産管理台帳を別記様式第6号により作成し、関係書類を整備保管しなければならない。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年11月16日から施行し、平成29年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月1日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和４年５月１日から施行し、令和４年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

(交付要綱) 別記様式第 1 号

農地等地域整備構想策定支援事業費補助金交付申請書

第 号
年号 年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

市町村等の長

年号○○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、補助金等交付規則第 3 条の規定により、農地等地域整備構想策定支援事業費補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の概要 別添「農地等地域整備構想支援事業実施計画書」のとおり
- 2 添付書類

(交付要綱) 別記様式第 2 号

農地等地域整備構想策定支援事業費補助金計画変更承認申請書

第 号
年号 年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

市町村等の長

年号○○年○月○日付け宮城県(○○)指令○○号で農地等地域整備構想策定支援事業費補助金の交付決定通知のありましたこの補助金に係る事業について、下記のとおり計画を変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容 別添「農地等地域整備構想支援事業実施計画書」のとおり

(交付要綱) 別記様式第 3 号

農地等地域整備構想策定支援事業費補助金中止（廃止）承認申請書

第 号
年号 年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

市町村等の長

年号○○年○月○日付け宮城県（○○）指令○○号で農地等地域整備構想策定支援事業費補助金の交付決定通知のありましたこの補助金に係る事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

(交付要綱) 別記様式第 4 号

農地等地域整備構想策定支援事業費補助金実績報告書

第 号
年号 年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

市町村等の長

年号○○年○月○日付け宮城県(○○)指令○○号で農地等地域整備構想策定支援事業費補助金の交付決定通知のありましたこの補助金に係る事業について、下記のとおり実施しましたので、補助金等交付規則第 12 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 交付決定額及び精算額

交付決定額	金	円
精 算 額	金	円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

4 振込先 銀行名：

口座番号： 普通・当座

口座名義人：

(交付要綱) 別記様式第 5 号

農地等地域整備構想策定支援事業費補助金概算払請求書

第 号
年号 年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

市町村等の長

年号○○年○月○日付け宮城県(○○)指令○○号で交付決定通知のありました農地等地域整備構想策定支援事業費補助金について、下記のとおり 金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 既受領額 | 金 | 円 |
| 3 | 今回請求額 | 金 | 円 |
| 4 | 残額 | 金 | 円 |

5 概算払請求理由

6 振込先 銀行名：

口座番号： 普通・当座

口座名義人：

(交付要綱) 別記様式第 6 号

農地等地域整備構想策定支援事業費補助金財産管理台帳

年度		市町村	
----	--	-----	--

(写 真)

事業実施主体名称			
施設・機械等名称			
規格・規模・仕様・構造等			
設置場所		耐用年数	
取得年月日		取得金額	
県補助金額		市町村補助金額	
その他付記事項			

(交付要綱) 別記様式第 7 号

農地等地域整備構想策定支援事業補助金交付決定前着手届

第 号
年号 年 月 日

宮城県知事 ○○○○ 殿

市町村等の長

下記事業について、年号 年 月 日に事業（の一部）に着手したいので、農地等地域整備構想策定支援事業費補助金交付要綱第 5 の規定により届け出ます。

なお、交付決定前に着手する事業に関しては、補助金が交付されないことになっても異議はありません。

記

- 1 計画内容
農地等地域整備構想策定支援事業実施計画書及び実施計画書附属資料のとおり
- 2 交付決定前に着手する理由

(交付要綱) 別表 1

項 目	内 容																						
補助対象経費	地域住民等の主体的取組と創意工夫を基本とした地域整備構想策定に向けた市町村及び土地改良区の活動に係る経費 (1) 農地整備型 ① 地域活性化委員会活動経費 地域活性化委員会が行う農地等地域整備構想策定に要する経費に対し、市町村等が補助するのに要する経費の一部 ② 地域活性化委員会活動支援経費 地域活性化委員会に対する指導及び協議会の活動に要する市町村等の経費の一部 ③ 農地等地域整備構想策定経費 市町村等が自ら行う農地等地域整備構想策定に要する経費の一部 ④ 農地調査等経費 農地中間管理機構関連農地整備事業を活用することを目標として、農地中間管理権を設定する予定の地区において未相続地等の土地調査に要する経費の一部 (2) 土地改良施設整備型 ① 土地改良施設の管理強化、受益農地の管理強化に要する経費の一部 ② 土地改良区の管理体制強化等に要する経費の一部 (3) 農地等防災・減災対策型 ① 市町村の農村地域防災減災対策推進計画等策定に要する経費の一部 表 経費区分の留意事項 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報償費</td><td>講師等謝金（県営事業の関係者及び地域住民自らが参画した組織（以下「地域活性化委員会」という。）の委員に対する費用弁償等は対象としない。）</td></tr> <tr> <td>旅費</td><td>普通旅費，特別旅費（日額旅費等）</td></tr> <tr> <td>人件費</td><td>臨時職員等</td></tr> <tr> <td>需用費</td><td>消耗品費，印刷製本費，食糧費，修繕費等</td></tr> <tr> <td>役務費</td><td>通信運搬費，手数料，筆耕翻訳料</td></tr> <tr> <td>委託料</td><td>諸調査等</td></tr> <tr> <td>使用料及び賃借料</td><td>土地建物，自動車，事業用機器等の借料及び損料</td></tr> <tr> <td>備品購入費</td><td>事業実施に直接必要な書籍，ソフトウェア等</td></tr> <tr> <td>負担金，補助金及び交付金</td><td>地域活性化委員会に対する補助金，研修参加費等</td></tr> <tr> <td>公課費</td><td>印紙税等</td></tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	報償費	講師等謝金（県営事業の関係者及び地域住民自らが参画した組織（以下「地域活性化委員会」という。）の委員に対する費用弁償等は対象としない。）	旅費	普通旅費，特別旅費（日額旅費等）	人件費	臨時職員等	需用費	消耗品費，印刷製本費，食糧費，修繕費等	役務費	通信運搬費，手数料，筆耕翻訳料	委託料	諸調査等	使用料及び賃借料	土地建物，自動車，事業用機器等の借料及び損料	備品購入費	事業実施に直接必要な書籍，ソフトウェア等	負担金，補助金及び交付金	地域活性化委員会に対する補助金，研修参加費等	公課費	印紙税等
項 目	内 容																						
報償費	講師等謝金（県営事業の関係者及び地域住民自らが参画した組織（以下「地域活性化委員会」という。）の委員に対する費用弁償等は対象としない。）																						
旅費	普通旅費，特別旅費（日額旅費等）																						
人件費	臨時職員等																						
需用費	消耗品費，印刷製本費，食糧費，修繕費等																						
役務費	通信運搬費，手数料，筆耕翻訳料																						
委託料	諸調査等																						
使用料及び賃借料	土地建物，自動車，事業用機器等の借料及び損料																						
備品購入費	事業実施に直接必要な書籍，ソフトウェア等																						
負担金，補助金及び交付金	地域活性化委員会に対する補助金，研修参加費等																						
公課費	印紙税等																						
補助額	定額（千円未満切捨て） (1) ④については，(1) ①②③とは別に活用を可能とする。																						
補助金限度額	1 (1) (④を除く) ～ (3) は，1 地域あたり 5 0 0 千円以内／年度 2 (1) ④のみ活用する場合は，1 地域あたり 6 0 0 千円以内／年度 3 (1) ①～③に加えて，④を活用する場合は，1 地域あたり 1，1 0 0 千円以内／年度																						

農地等地域整備構想策定支援事業実施要領

(趣旨)

- 第1 この要領は、県が施行主体となり実施する農業農村整備事業等（以下「県営事業」という。）について、土地改良法（以下「法」という。）第85条第1項、法第85条の3第1項若しくは第6項又は第85条の4第1項の規定による申請を行おうとする者及び法第87条の3第1項の規定による事業を希望する者（以下「事業申請者等」という。）が宮城県農業農村整備事業等実施要綱に基づき策定する農地等地域整備構想（以下「地域整備構想」という）に対する県が行う支援について必要な事項を定めるものとする。

(地域整備構想)

- 第2 事業申請者等は、土地改良事業に携わる関係者の合意に基づき、地域の現状と課題を整理し、県営事業の実施によって目指す農村地域の将来構想等を明らかにした地域整備構想を策定する。
- 2 県は、前項に掲げる地域整備構想の策定に向けて事業申請者等が行う活動に対し、第5の要件を満たす場合に支援を行う。

(事業の内容)

- 第3 本事業に基づき県が支援を行う対象事業等は、別表1のとおりとする。

(事業実施計画の提出)

- 第4 本事業の実施を要望する事業申請者等は、別に定める日までに、次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。
- (1) 農地等地域整備構想策定支援事業実施計画書（別記様式第1号）
 - (2) 実施計画書附属資料

(事業実施計画の承認)

- 第5 知事は、第4による書類の提出があったときは、当該計画に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、次のいずれかの事業要件を満たしていると認めたときは、予算の範囲内で承認し、事業実施主体に通知するものとする。
- (1) 実施地域は、宮城県農業農村整備事業等実施要綱に定める事業管理計画に位置付けがあるなど、計画的に県営事業の実施が見込まれる地区を含む地域とする。
 - (2) 農地整備型の実施地域は、数集落を単位とした広がりをもつ地域で、地域づくりについて地域住民の熱意及び意欲が高く、市町村等による支援体制が整備されることが見込まれる地域とする。
 - (3) 土地改良施設整備型は、地域の課題が明確であり地域整備構想策定による体制強化が見込まれる地域とする。
 - (4) 農地等防災・減災対策型は、地域の災害対策上の課題が明確であり、地域整備構想策定による防災・減災対策の体制強化が見込まれる地域とする。

(事業実績報告)

- 第6 市町村等は、事業の採択を受けた年度において、農地等地域整備構想策定支援事業事業実績書（別記様式第1号）及び事業実績書附属資料により、知事が別に定める日までに、事業の実績を報告しなければならない。

(その他)

- 第7 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年11月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。

(実施要領) 別記様式第 1 号

農地等地域整備構想策定支援事業実施計画書 (事業実績書)

市 町 村 名			
区 分			
事業実施区域名			
事業実施期間			
事業主体名			
補助対象事業費	円		
補助金額	円		
必要性・目的			
内容・効果			
補助対象事業費内訳			
内 容	数 量	金 額	備 考
合 計		円	
収支予算 (精算)			
	区 分	予算額 (精算額)	算出基礎・説明
収入・財源内訳		円	
支出		円	
担当課		担当者名	連絡先

(実施要領) 別記様式第1号附属資料

【農地整備型】

- 1 これまでの地域活動の取組・現状
- 2 地域活性化委員会及び地域活性化協議会の整備計画
- 3 生産基盤整備・生活環境整備の現状
- 4 認定農業者等担い手の状況等

【土地改良施設整備型】

- 1 地域及び施設の現状
- 2 管理体制強化の計画
- 3 研修・人材教育の現状

【農地等防災・減災対策型】

- 1 市町村における災害対策の取組・課題
- 2 防災・減災対策の推進方向

◆確認資料

計画時	実績 報告時	項目
		市町村農業農村整備事業管理計画
		位置図
		農地等地域整備構想
		地域整備構想策定に関する活動状況等の記録資料等
		農地調査等の計画・実績などの資料等
		請求書・領収書等

(別表 1)

項 目	内 容
1. 対象事業	地域住民等の主体的取組と創意工夫を基本とした農地等地域整備構想策定に向けた市町村及び土地改良区の活動
2. 農地等地域整備構想の内容	農地等地域整備構想は、実施地域における将来の農業農村の姿が生産と生活が調和のとれた姿であり、地域振興等に関する市町村の総合的な計画に則するものであるほか、農業振興地域整備計画、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想等の各種計画との調和が図られ、次の（１）から（３）のいずれかの項目及び内容が盛り込まれていること。 （１）農地整備型 （２）基本方針 （３）地域の現状（地域の概要及び課題） （４）農村活性化目標（およそ１０年後に目指す地域の姿） ア 地域営農システム構想（導入作物、農用地、農業用機械、農業用施設及び農業労働力の方向・目標等） イ 地域農地マネージメント構想（農用地利用調整組織及び農用地利用調整手法の方向、農地集積目標等） ウ 農村環境保全構想（農村環境保全維持の方向・目標等） エ 土地利用計画図 オ 農村活性化構想図 ④農村活性化実行計画（農村活性化目標を実現するため、地域住民及び市町村が短期・中長期的な取り組み事項） ⑤その他（農村活性化ビジョン策定に関する活動状況等の記録資料等、農地調査等に係る資料等） （２）土地改良施設整備型 ①施設管理強化に関する事項 ②財務管理強化に関する事項 ③受益農地管理強化に関する事項 ④土地改良区の統合整備強化に関する事項 ⑤研修・人材教育に関する事項 ⑥その他必要な事項 （３）農地等防災・減災対策型 （４）市町村の概要 （５）市町村における災害対策上の課題 （６）防災・減災対策の取組状況 （７）今後の防災・減災対策の推進方針 ア 全体方針（農地防災、減災対策、地域防災） イ 各種計画との関連（地域防災計画等との関連性） ウ 農村地域における防災減災対策の施策 エ 施設整備計画（整備事業の名称、計画方針、整備量） オ 安全対策 カ 農村防災体制計画 キ 地域防災力強化活動計画 （８）その他必要な事項

項 目	内 容
３．事業主体	(１)農地整備型の事業主体は、市町村又は土地改良区とする。 (２)土地改良施設整備型の事業主体は、土地改良区とする。 (３)農地等防災・減災対策型の事業主体は、市町村とする。
４．推進体制	農地整備型の推進体制については次のとおりとする。 (１)地域活性化委員会は住民参画による自主的な組織とし、市町村等の指導支援のもとで活動計画及び農地等地域整備構想の策定を行うものとする。 (２)市町村等は、実施地域に関係する農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び関係団体等を構成員とする協議会を組織し、活動計画の調整及び農地等地域整備構想に対し総合的な指導支援を行うものとする。 (３)県は、効果的な実施のための総合的な指導及び本事業と関連する他事業との調整に当たるものとする。
５．農地等地域整備構想の報告等	(１)農地整備型 (２)地域活性化委員会は、農地等地域整備構想を策定し、市町村長に提出して、その認定を受けるものとする。 (３)市町村長は、地域活性化委員会の提出に係る農地等地域整備構想が次のアからオ全ての要件を満たしていると認めたときは、速やかに農地等地域整備構想の認定を行うものとする。 ア 実施地域における将来の農業農村の姿が生産と生活が調和のとれた姿であること。 イ 農村活性化実行計画が、関係住民の主体性が発揮できる内容であること。 ウ 地域振興等に関する市町村の総合的な計画に則するものであるほか、農業振興地域整備計画、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想等の各種計画との調和が図られていること。 エ 経営体の育成、農地の流動化、農作物の生産対策、農産物の加工・流通の改善、農業技術の開発普及、農業機械の合理的利用、農産物の需給の調整、農業農村整備、中山間地域対策、環境・景観保全、福祉対策等に関する施策と緊密な連携の下に計画されていること。 オ 農地等地域整備構想に盛り込むハード事業との相互調整が十分行われていること。 ③市町村長は、農地等地域整備構想を認定したときは、速やかに農地等地域整備構想を添えて知事に報告するものとする。 (２)土地改良施設整備型 土地改良区は、地域整備構想を策定したときは、速やかに知事に報告するものとする。 (３)農地等防災・減災対策型 市町村長は、地域整備構想を策定したときは、速やかに知事に報告するものとする。 (４)報告の期限 農地等地域整備構想の報告は、事業最終年度末までに行うものとする。

(2) 県営土地改良事業条例

○県営土地改良事業条例

昭和二十五年十一月二十五日

宮城県条例第六十七号

県営土地改良事業条例をここに公布する。

県営土地改良事業条例

(趣旨)

第一条 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号。以下「法」という。)第九十一条第一項の規定による分担金の徴収及び法第九十一条の二第一項又は第六項の規定による特別徴収金の徴収に関しては、法令に別段の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(平三〇条例五一・全改)

(分担金の徴収)

第二条 知事は、県営土地改良事業(第十条を除き、以下「事業」という。)の施行に係る各年度において、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき事業によつて利益を受ける者(以下「受益者」という。)から分担金を徴収する。ただし、災害復旧事業(応急措置を含む。)、災害防止事業、基幹水利施設管理事業その他知事が必要と認める事業については、その受益者の意見を聴いて、その全部又は一部を免除することができる。

2 前項の場合において、同項に掲げる受益者が当該事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員であるときは、その者に対する分担金に代えて、その土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴収する。

(昭四五条例一三・昭六二条例三五・一部改正、平三〇条例五一・旧第四条繰上・一部改正)

(分担金の額)

第三条 前条第一項の規定により徴収する分担金の額は、その年度における当該事業に要する費用の額から国から交付を受けるべき補助金の額を控除した額に百分の五十以内の割合を乗じて得た額から法第九十一条第六項の規定に基づき市町村に負担させる額(以下「市町村負担額」という。)を控除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業に係る分担金の額は、その年度における当該事業に要する費用の額にそれぞれ当該各号に掲げる割合以内の割合を乗じて得た額から市町村負担額を控除して得た額とする。

- 一 災害復旧(応急措置を含む。)事業 百分の八
- 二 災害防止事業 百分の十八
- 三 基幹水利施設管理事業 百分の四十

(昭六二条例三五・全改、平四条例一八・平六条例一九・平一三条例二三・平二二条例三三・一部改正、平三〇条例五一・旧第五条繰上)

(分担金の徴収方法)

第四条 分担金は、各年度内にその全部を一時に徴収する。ただし、受益者の申出があるときは、当該年度内に分割して徴収することができる。

(昭六二条例三五・全改、平三〇条例五一・旧第六条繰上)

(分担金の減免)

第五条 知事は、当該事業に対し、物件、労力又は金銭等の寄附があつたときは、その額に応じ、分担金の一部又は全部を免除することができる。

- 2 受益者が災害その他避けることのできない事情によつて分担金を納入する能力を失つたときは、その申立により、残余の分担金についてその一部又は全部を免除することができる。

(平三〇条例五一・旧第七条繰上・一部改正)

(分担金の変更)

第六条 知事は、事業の計画変更その他の事情により事業に要する費用が増加し、分担金の額を増加しようとするときは、あらかじめその旨を受益者に通告し、その意見を聴かなければならない。

(平三〇条例五一・追加)

(特別徴収金の徴収)

第七条 知事は、事業(法第八十七条の三第一項の規定により行う事業(以下「機構関連事業」という。))を除く。以下この項及び次項において同じ。)の工事の完了につき法第十三条の三第三項の規定による公告をした日(その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日。第三項において同じ。)の属する年度の翌年度(その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度)から起算して八年を経過するまでの間に、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該事業の計画において予定する用途以外の用途(以下「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、その者から、特別徴収金を徴収する。

- 2 第二条第二項の規定は、前項の規定により特別徴収金を納付する義務のある者が当該事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員である場合に準用する。

- 3 知事は、機構関連事業の計画を定めた旨につき法第八十七条の三第七項において準用する法第八十七条第五項の規定による公告をした日から、当該機構関連事業の工事の完了につき法第百十三条の三第三項の規定による公告をした日の属する年度の翌年度から起算して八年を経過するまでの間に、当該機構関連事業の施行に係る地域内にある土地につき法第九十一条の二第六項各号のいずれかに掲げる者が、当該各号に定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収する。

(平三〇条例五一・追加)

(特別徴収金の額)

第八条 前条第一項の規定により徴収する特別徴収金の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を控除した額とする。

一 当該事業に要した費用の額に当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額

二 当該事業につき第二条の規定により徴収する分担金の額に当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額

三 当該事業に係る土地を目的外用途に供することに伴い遊休化した施設(当該事業により整備された施設に限る。)を県が目的外用途に供することにより生ずる収入の額に当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額

2 前条第三項の規定により徴収する特別徴収金の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額とする。

一 当該機構関連事業に要した費用の額に当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額

二 当該機構関連事業につき法第九十一条第六項の規定により負担させる負担金の額に当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額

(平三〇条例五一・全改)

(特別徴収金の徴収方法)

第九条 前条の規定により算定した特別徴収金は、その全部を一時に徴収する。

(平三〇条例五一・全改)

(特別徴収金の免除)

第十条 知事は、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十六条第一項の規定による告示(他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるも

のを含む。)に係る事業の用に供する場合その他知事が必要と認めるときは、特別徴収金を免除することができる。

(平三〇条例五一・追加)

(延滞金)

第十一条 知事は、受益者が分担金又は特別徴収金を納入期日までに納入しないときは、延滞金を徴収する。

2 前項の規定による延滞金の額及びその徴収方法については、宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)の例による。

(昭四五条例一三・旧第九条繰下、平三〇条例五一・旧第十条繰下・一部改正)

(納入期日の変更及び延滞金の減免)

第十二条 知事は、分担金又は特別徴収金の納入につき考慮すべき事情があると認めたときは、分担金若しくは特別徴収金の納入期日を変更し、又は延滞金の一部若しくは全部を免除することができる。

(昭四五条例一三・旧第十条繰下、平三〇条例五一・旧第十一条繰下・一部改正)

(罰則)

第十三条 受益者が詐欺その他の不正の行為により分担金又は特別徴収金の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料に処する。

(昭四五条例一三・旧第十二条繰下、平一二条例七一・平三〇条例五一・一部改正)

(施行規則)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(昭四五条例一三・旧第十三条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例施行の期日は、知事が別に定める。但し、その期日は、昭和二十六年四月一日以降になることはない。(昭和二十六年三月三十一日規則第二十四号を以て昭和二十六年四月一日から施行する。)

(昭六二条例三五・旧附則・一部改正)

(分担金の額に関する特例)

2 農業用排水施設(ダムに限る。)の新設事業及び変更事業に係る第二条第一項の規定により徴収する分担金の額は、当分の間、第三条第一項の規定にかかわらず、その年度に

における当該事業に要する費用の額から国から交付を受けるべき補助金の額を控除した額に百分の二十以内の割合を乗じて得た額から市町村負担額を控除して得た額とする。

(平二条例三二・追加、平四条例一八・平三〇条例五一・一部改正)

- 3 前項の規定の適用がある場合における第三条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項及び附則第二項」とする。

(平二条例三二・追加、平三〇条例五一・一部改正)

(分担金の額に関する読替え)

- 4 法附則第二項の規定により国から貸付けを受ける場合における第三条第一項及び附則第二項の規定の適用については、これらの規定中「交付を受けるべき補助金」とあるのは、「法附則第二項の規定により貸付けを受けるべき貸付金」とする。

(昭六二条例三五・追加、平二条例三二・平三〇条例五一・一部改正)

附 則(昭和三一年条例第一六号)

この条例は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附 則(昭和三九年条例第二九号)

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、昭和三十九年一月一日から適用する。

附 則(昭和四〇年条例第一三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四五年条例第一三号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の県営土地改良事業条例第八条の規定は、昭和四十四年度以降の新規着工(新規全体実施設計を含む。)に係る事業の分担金から適用し、同年度前の着工に係る事業の分担金については、なお従前の例による。

附 則(昭和六二年条例第三五号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第二項の規定は、昭和六十二年度の県営土地改良事業に係る分担金から適用する。

附 則(平成二年条例第三二号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の県営土地改良事業条例の規定は、平成二年

度の県営土地改良事業に係る分担金から適用する。

附 則(平成四年条例第一八号)

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則(平成六年条例第一九号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成五年度の債務負担行為に基づいて施行する災害防止事業に係る分担金については、なお従前の例による。

附 則(平成一二年条例第七一号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成一三年条例第二三号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第五条第一項の規定は、平成十三年度以後にその工事に着手した県営土地改良事業に係る分担金について適用し、平成十二年度以前にその工事に着手した県営土地改良事業に係る分担金については、なお従前の例による。

附 則(平成二二年条例第三三号)

この条例中第三条ただし書の改正規定及び第五条第二項に一号を加える改正規定は平成二十二年四月一日から、その他の改正規定は平成二十三年四月一日から施行する。

附 則(平成三〇年条例第五一号)

この条例は、公布の日から施行する。

(3) 国営土地改良事業負担金等徴収条例 及び施行規則

- ・ 国営土地改良事業負担金等徴収条例 ・ ・ ・ ・ ・ 193
- ・ 国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則 ・ ・ ・ ・ ・ 202

○国営土地改良事業負担金等徴収条例

昭和三十四年十二月二十六日

宮城県条例第三十六号

改正 昭和四二年三月二二日条例第一五号

昭和四五年一〇月一五日条例第三六号

昭和五三年一〇月二〇日条例第三三号

昭和五四年三月二〇日条例第一三号

昭和六一年一二月一九日条例第三五号

昭和六二年一二月二四日条例第三六号

平成二年一〇月一二日条例第三三号

平成四年三月二七日条例第一九号

平成六年三月二三日条例第三号

平成一三年一二月二五日条例第七六号

平成二一年三月二四日条例第三二号

平成二二年三月二四日条例第三四号

平成二三年三月二二日条例第三七号

平成二四年三月二三日条例第四五号

平成二五年七月一六日条例第五九号

平成二八年三月二二日条例第三五号

平成二九年三月二三日条例第二六号

平成二九年七月一三日条例第四三号

平成二九年一二月二一日条例第七四号

平成三〇年七月一一日条例第六九号

令和二年七月一三日条例第五五号

〔国営土地改良事業負担金徴収条例〕をここに公布する。

国営土地改良事業負担金等徴収条例

(平一三条例七六・改称)

(趣旨)

第一条 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号。以下「法」という。）第九十条第二項の規定による負担金及び法第九十条の二第一項の規定による特別徴収金の徴収に関しては、法令に別段の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(昭四二条例一五・平一三条例七六・一部改正)

(負担金の徴収)

第二条 県は、法第九十条第一項の規定に基づき国営土地改良事業（法第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第一号の事業（以下「埋立て又は干拓事業」という。）及び法第九十条第八項に規定する国営市町村特別申請事業（以下単に「国営市町村特別

申請事業」という。)を除く。以下この条から第四条までにおいて「事業」という。)に要する費用の一部を負担するときは、当該事業によつて利益を受ける者で当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有するもの(以下「受益者」という。)及び法第九十条第二項に規定する省令で定めるものから、負担金を徴収する。

- 2 前項に掲げる者が、当該事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員であるときは、県は、その者に対する負担金に代えて、その土地改良区から、これに相当する額の金額を徴収する。

(昭四二条例一五・昭五三条例三三・平一三条例七六・平二二条例三四・一部改正)

(負担金の額)

第三条 前条第一項の規定により県が徴収する負担金の総額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額(土地改良法施行令(昭和二十四年政令第二百九十五号。以下「令」という。)第五十二条第一項の規定により農林水産大臣が定める額の加算がある場合にあつては、当該加算の額(以下「加算額」という。)を加えて得た額)とする。

- 一 令第五十二条第一項第一号又は第一号の三の規定の適用を受ける事業 法第九十条第一項の規定に基づき県が負担する負担金の額(当該負担金の額が他の法令の規定により軽減される場合にあつては、その軽減されることとなる額を控除した額。以下「県負担額」という。)から当該事業に要する費用の額(加算額がある場合にあつては、加算額を控除して得た額)に百分の三十以内で規則で定める割合を乗じて得た額(加算額がある場合にあつては、加算額を加えて得た額)及び同条第九項の規定に基づき市町村に負担させる負担金の額(以下「市町村負担額」という。)を控除して得た額
- 二 令第五十二条第一項第三号の規定の適用を受ける事業 県負担額から当該事業に要する費用の額(加算額がある場合にあつては、加算額を控除して得た額)に百分の二十七以内で規則で定める割合を乗じて得た額(加算額がある場合にあつては、加算額を加えて得た額)及び市町村負担額を控除して得た額
- 三 前二号に掲げる事業以外の事業 県負担額(加算額がある場合にあつては、加算額を控除して得た額)の二分の一に相当する額から市町村負担額を控除して得た額

- 2 前条第一項の規定により県が徴収する負担金の額は、次の各号に掲げる納入者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 受益者 当該事業の施行に係る地域内にある受益者の土地の面積に応じて、第一項各号に掲げる額(次号に掲げる者がある場合にあつては、同号に定める負担金の合計額を控除した額)を割り振つて得られる額
- 二 法第九十条第二項に規定する省令で定める者(次号に掲げる者を除く。) その受ける利益を限度として知事が定める額

三 令第五十二条第一項の規定により農林水産大臣の指定を受けた者 同項の規定により農林水産大臣の定めた額

- 3 第一項又は前項第一号の規定により算出して得た額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(昭四二条例一五・昭五二条例三三・昭五四条例一三・平二条例三三・平四条例一九・平六条例三・平一三条例七六・平二一条例三二・平二八条例三五・令二条例五五・一部改正)

(負担金の徴収方法)

第四条 第二条第一項の規定により県が徴収する負担金(第五項に規定するものを除く。)は、受益者にあつては元利均等年賦支払の方法(据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法)又は当該受益者の申出があるときはその全部若しくは一部につき一時支払の方法により、法第九十条第二項に規定する省令で定める者にあつては知事が定める支払の方法により支払わせるものとする。

- 2 前項の元利均等年賦支払の場合における負担金の支払期間(据置期間を含む。)は、令第五十二条第一項第一号の三及び第五号に掲げる事業にあつては十五年、その他の事業にあつては十七年とし、据置期間は、同項第一号の三及び第五号に掲げる事業にあつては三年、その他の事業にあつては二年とする。

- 3 前項の支払期間は、当該事業が完了した年度(当該事業によつて生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の五第一項の規定により災害復旧又は突発事故被害の復旧(以下「災害復旧等」という。)を併せて行つたときは、当該事業及び当該災害復旧等の全てが完了した年度)の翌年度の初日から起算するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負担金に係る支払期間は、当該各号に定める年度の初日から起算するものとする。

一 事業が完了する以前において、当該事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によつて受けるべき利益の全てが発生し、かつ、当該土地につき法第三条に規定する資格を有する者から当該土地に係る第一項の負担金を徴収することが適当であると知事が認める場合 その利益の全てが発生した年度以後において知事の指定する年度

二 令第四十九条第一項第一号に掲げる事業が完了する以前において、指定工事(令第五十二条の二第四項第二号に規定する指定工事をいう。以下同じ。)が完了し、かつ、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者から指定事業費額(指定工事に係る事業の部分に要する費用の額をいう。)に係る第一項の負担金を徴収することが適当であると知事が認める場合 当該指定工事が完了した年度以後において知事の指定する年度

- 4 第一項の元利均等年賦支払の場合における負担金の利率は、令第五十三条第二項の規

定により農林水産大臣が定める率とする。

- 5 第二条第一項の規定により県が徴収する負担金で令第五十二条第一項第二号の二及び第四号に掲げる事業に係るものは、令第五十二条の二第二項の規定により農林水産大臣が定める支払の方法に準拠して知事が定める支払の方法により支払わせるものとする。
- 6 第一項の規定による据置期間中の各年度に係る利息の額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(昭五三条例三三・全改、昭六一条例三五・平二条例三三・平一三条例七六・平二一条例三二・平二九条例二六・平二九条例七四・平三〇条例六九・令二条例五五・一部改正)

(特別徴収金)

第五条 県は、法第九十条の二第一項の規定に基づき国営土地改良事業（埋立て又は干拓事業、国営市町村特別申請事業及び法第八十七条の五第一項の規定により国が行う土地改良事業を除く。以下この条において同じ。）の施行に係る地域内にある土地につき受益者が、当該国営土地改良事業の工事の完了につき法第百十三条の三第三項の規定による公告があつた日（その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該国営土地改良事業によつて受ける利益の全てが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後八年を経過する日までの間に、当該土地を当該国営土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途（令第五十三条の八又は令附則第五条で定める用途を除く。以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該国営土地改良事業による利益を受けていないものとなつている場合及び令第五十三条の九各号のいずれかに該当する場合を除き、その者から特別徴収金を徴収する。

- 2 前項の場合には、第二条第二項の規定を準用する。
- 3 第一項の規定により県が徴収する特別徴収金の額は、国営土地改良事業につき法第九十条第一項の規定により県が負担する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額として令第五十三条の十一第二項において準用する同条第一項の定めるところにより算定される額から、当該国営土地改良事業につき法第九十条第二項、第四項、第五項又は第九項の規定により県が徴収する負担金のうち当該土地に係る部分の額として令第五十三条の十一第二項において準用する同条第一項の定めるところにより算定される額を差し引いて得た額を限度として、知事が定める。
- 4 第一項の規定により県が徴収する特別徴収金は、一時支払の方法により支払わせるものとする。

(平一三条例七六・追加、平二一条例三二・平二二条例三四・平二三条例三七・
平二四条例四五・平二五条例五九・平二九条例四三・平二九条例七四・一部改正)

(延滞金)

第六条 知事は、第二条第一項の規定により県が徴収する負担金又は前条第一項の規定により県が徴収する特別徴収金（第三項において「負担金又は特別徴収金」という。）を納入期日までに納入しない者があるときは、その者から延滞金を徴収する。

2 前項の規定による延滞金の額及びその徴収方法については、宮城県県税条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号）の例による。

3 知事は、負担金又は特別徴収金を納入しないことについてやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金の一部又は全部を免除することができる。

(平一三条例七六・追加)

(規則への委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一三条例七六・旧第五条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 定川国営土地改良事業の負担金のうち、昭和三十四年度までに当該事業に要する費用に係る負担金の額は、第三条第一項第一号の規定にかかわらず、当該費用に関し、法第九十条第一項の規定に基き県が負担する額の四分の一に相当する額とする。

(負担金の徴収方法の特例)

3 令附則第七条第一項の規定により農林水産大臣が指定する事業についての第四条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「十五年」とあり、及び「十七年」とあるのは、「二十五年を超えない範囲内で知事が定める期間」とする。

(平四条例一九・追加、平二一条例三二・旧第四項繰上・一部改正、平二二条例三四・平二三条例三七・平二四条例四五・平二五条例五九・平二九条例四三・一部改正)

(負担金の額の特例)

4 東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成二十三年法律第四十三号。以下「特例法」という。）の適用を受ける国営土地改良事業（特例法第三条の規定により土地改良事業とみなされる特例法第二条第一項に規定する除塩で国が行うものを含む。以下同じ。）についての第二条第一項の規定により県が徴収する負担金の総額は、第三条第一項の規定にかかわらず、特例法第五条の規定に基づき県が負担する負担金の額（当該負担金の額が他の法令の規定により軽減される場合にあっては、その軽減されることとなる額を控除した額）から当該国営土地改良事業に要する費用の額（加

算額がある場合にあつては、加算額を控除して得た額）に百分の四十二以内で規則で定める割合を乗じて得た額（加算額がある場合にあつては、加算額を加えて得た額）及び市町村負担額を控除して得た額とする。

（平二四条例四五・追加）

附 則（昭和四二年条例第一五号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の国営土地改良事業負担金徴収条例第四条第二項に規定する支払期間が昭和四十一年度以前の年度から起算される事業に係る負担金についての同項の規定の適用については、同項中「十五年」とあるのは、「十年」とする。

附 則（昭和四五年条例第三六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年条例第三三号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の国営土地改良事業負担金徴収条例の規定に基づいて賦課された負担金については、なお従前の例による。

附 則（昭和五四年条例第一三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年条例第三五号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第四条第四項の規定は昭和六十一年四月一日から、改正後の附則第三項の規定は昭和六十年度に行われた国営土地改良事業に係る負担金から適用する。

附 則（昭和六二年条例第三六号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第三項の規定は、昭和六十二年度の国営土地改良事業に係る負担金から適用する。

附 則（平成二年条例第三三号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の国営土地改良事業負担金徴収条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十五条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第八十五条の三第一項若しくは第六項の規定による申請又は同法第八十七条の二第一項の規定による土地改良事業計画の作成（以下「申請

等」という。)が行われた国営土地改良事業について適用し、施行日前に申請等が行われた国営土地改良事業については、なお従前の例による。

附 則（平成四年条例第一九号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成四年四月一日から施行する

（経過措置）

- 2 改正後の第三条第一項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十条第一項の規定に基づき県が費用の一部を負担する国営土地改良事業について適用し、施行日前に同項の規定に基づき県が費用の一部を負担した国営土地改良事業については、なお従前の例による。

附 則（平成六年条例第三号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第三条第一項の規定は、平成五年度以後に施行される国営土地改良事業（平成四年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以後の年度に支出すべきものとされた国の負担に係る国営土地改良事業及び平成四年度以前の年度の国の歳出予算に係る国の負担で平成五年度以後の年度に繰り越されたものに係る国営土地改良事業を除く。）について適用し、平成四年度以前に施行された国営土地改良事業、同年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以後の年度に支出すべきものとされた国の負担に係る国営土地改良事業及び平成四年度以前の年度の国の歳出予算に係る国の負担で平成五年度以後の年度に繰り越されたものに係る国営土地改良事業については、なお従前の例による。

附 則（平成一三年条例第七六号）

この条例は、平成十四年四月一日から施行し、改正後の第六条第一項の規定は、この条例の施行の日以後に納入期日が到来する負担金及び特別徴収金について適用する。

附 則（平成二一年条例第三二号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の国営土地改良事業負担金等徴収条例第三条第一項第二号の規定は、平成二十年度以後の土地改良法施行令（昭和二十四年政令第百九十五号）第五十二条第一項第三号の規定の適用を受ける国営土地改良事業に係る負担金について適用する。

（経過措置）

- 2 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二百六十六条の規定による改正前の土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号。以下「旧法」という。）第八十八条の二第一項及び特別会計に関する法律附則第三百八十三条の規定によりなおその

効力を有することとされる旧法第八十八条の二第一項の規定によりその工事に係る事業費のうち同条第二項各号に掲げる費用につき借入金をもってその財源とする国営土地改良事業については、改正前の国営土地改良事業負担金等徴収条例第四条第四項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「法第八十八条の二第一項」とあるのは「特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二百六十六条の規定による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）第八十八条の二第一項及び特別会計に関する法律附則第三百八十三条の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第八十八条の二第一項」と、「にあつては令第五十三条第二項」とあるのは「にあつては土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百七号。以下この項において「改正令」という。）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の令（以下この項において「旧令」という。）第五十三条第二項」と、「令第五十二条第三項」とあるのは「改正令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第五十二条第三項」と、「令第五十二条の二第四項」とあるのは「改正令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第五十二条の二第四項」と、「につき令第五十三条第二項」とあるのは「につき改正令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第五十三条第二項」とする。

附 則（平成二二年条例第三四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年条例第三七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年条例第四五号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の国営土地改良事業負担金等徴収条例附則第四項の規定は、この条例の施行の日前に行われた東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成二十三年法律第四十三号。以下「特例法」という。）の適用を受ける国営土地改良事業（特例法第三条の規定により土地改良事業とみなされる特例法第二条第一項に規定する除塩で国が行うものを含む。）に係る負担金についても適用する。

附 則（平成二五年条例第五九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年条例第三五号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年条例第二六号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 国営土地改良事業負担金等徴収条例第二条第一項の規定により県が徴収する負担金で

その支払期間の始期が平成二十七年度以前であるものの利率については、なお従前の例による。

附 則（平成二九年条例第四三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年条例第七四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年条例第六九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年条例第五五号）

この条例は、公布の日から施行する。

○利率等の表示の年利建て移行に関する条例（抄）

昭和四十五年十月十五日

宮城県条例第三十六号

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第七条 条例の規定に定める延滞金、延滞利子、違約金その他これらに類するものの額の計算につき当該条例の規定に定める年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。ただし、当該条例に特別の定めがある場合は、この限りでない。

○国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則

平成六年三月二十三日

宮城県規則第五号

改正 平成一三年三月二三日規則第三三号

平成一四年三月二九日規則第六六号

平成二一年三月二四日規則第二八号

平成二四年三月二三日規則第二六号

平成二八年三月二二日規則第四〇号

令和二年二月一八日規則第六号

令和五年一月十三日規則第二号

〔国営土地改良事業負担金徴収条例施行規則〕をここに公布する。

国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則

(平一四規則六六・改称)

(趣旨)

第一条 この規則は、国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十四年宮城県条例第三十六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平一四規則六六・一部改正)

(負担金の算定に係る割合)

第二条 条例第三条第一項第一号の規則で定める割合は、平成元年度以前に着手した国営土地改良事業については別表第一、平成二年度から平成四年度までに着手した国営土地改良事業については別表第二、平成五年度から平成三十年度までに着手した国営土地改良事業については別表第三、令和元年度以後に着手した国営土地改良事業については別表第四のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、江合川国営土地改良事業に係る条例第三条第一項第一号及び第二号の規則で定める割合は、別表第二のとおりとする。

3 第一項の規定にかかわらず、国営中津山土地改良事業及び国営河南二期土地改良事業に係る令和元年度以後における条例第三条第一項第一号の規則で定める割合は、別表第四のとおりとする。

4 条例第三条第一項第二号の規則で定める割合は、別表第五のとおりとする。

(平二一規則二八・一部改正、令二規則六・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(平二四規則二六・旧附則・一部改正)

(負担金の算定に係る割合の特例)

2 条例附則第四項の規則で定める割合は、次の表のとおりとする。

区分		割合
特定災害復旧事業	農用地の災害復旧	百分の四十二（当該事業に係る国の負担割合が百

		分の五十を超え百分の八十未満の場合にあつては一から当該国の負担割合及び百分の八を控除した割合、当該事業に係る国の負担割合が百分の八十以上の場合にあつては一から当該国の負担割合を控除した割合に百分の六十を乗じて得た割合)
	土地改良施設の災害復旧	百分の二十七（当該事業に係る国の負担割合が百分の六十五を超え百分の八十未満の場合にあつては一から当該国の負担割合及び百分の八を控除した割合、当該事業に係る国の負担割合が百分の八十以上の場合にあつては一から当該国の負担割合を控除した割合に百分の六十を乗じて得た割合)
	除塩	百分の六
復旧関連事業		百分の四十二（当該事業に係る国の負担割合が百分の五十を超え百分の八十未満の場合にあつては一から当該国の負担割合及び百分の八を控除した割合、当該事業に係る国の負担割合が百分の八十以上の場合にあつては一から当該国の負担割合を控除した割合に百分の六十を乗じて得た割合)

(平二四規則二六・追加)

別表第一（第二条関係）

区分		割合
国営かんがい排水事業	ダム	百分の十七
	頭首工	百分の十七

	排水機場	百分の十七
	排水樋門	
	排水路	百分の十七
	用水機場	百分の十七
	用水路	百分の十七

別表第二（第二条関係）

（平一三規則三三・一部改正）

区分			割合
国営かんがい排水事業	ダム	末端支配面積（当該施設の利益を受ける農用地の面積をいう。以下同じ。）がおおむね七千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三千ヘクタール）未満であり、かつ、有効貯水量がおおむね千万立方メートル（畑に係るものにあつては、三百万立方メートル）未満のもの	百分の二十
		末端支配面積がおおむね七千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三千ヘクタール）以上であり、かつ、有効貯水量がおおむね千万立方メートル（畑に係るものにあつては、三百万立方メートル）以上のもの	百分の二十五
		かんがい排水事業以外の事業との共同事業で新設又は変更（新たに農業用水の開発を行うもので、開発に要する費用が当該ダムに要する費用の二分の一以上のもの）されるもの	千分の二百九
	頭首工	末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）未満のもの	百分の十七
		末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）以上おおむね三千ヘクタール（畑に係るものにあつては、千ヘクター	百分の十九

		ル) 未満のもの	
		末端支配面積がおおむね三千ヘクタール（畑に係るものにあつては、千ヘクタール）以上おおむね七千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三千ヘクタール）未満のもの	千分の二百三十四
	排水機場 排水樋門	末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）未満のもの	百分の十七
		末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）以上おおむね三千ヘクタール（畑に係るものにあつては、千ヘクタール）未満のもの	百分の十九
	排水路	末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）未満のもの	百分の十七
		末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）以上のもの	百分の十九
	用水機場		百分の十七
	用水路		百分の十七

別表第三（第二条関係）

（平一三規則三三・平二八規則四〇・一部改正）

区分			割合
国営かんがい排水事業	ダム	末端支配面積がおおむね五千ヘクタール（畑に係るものにあつては、二千ヘクタール）以上であり、かつ、有効貯水量がおおむね七百万立方メートル（畑に係るものにあつては、二百万立方メートル）以上のもの	百分の二十五
		その他の施設	百分の十七

頭首工	末端支配面積がおおむね五千ヘクタール（畑に係るものにあつては、二千ヘクタール）未満のもの	百分の十七
	末端支配面積がおおむね五千ヘクタール（畑に係るものにあつては、二千ヘクタール）以上のもの	百分の二十五
排水機場 排水樋門	末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）未満のもの	百分の十七
	末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）以上おおむね三千ヘクタール（畑に係るものにあつては、千ヘクタール）未満のもの	百分の十九
	末端支配面積がおおむね三千ヘクタール（畑に係るものにあつては、千ヘクタール）以上おおむね五千ヘクタール（畑に係るものにあつては、二千ヘクタール）未満のもの	千分の二百三十四
	末端支配面積がおおむね五千ヘクタール（畑に係るものにあつては、二千ヘクタール）以上のもの	百分の二十五
排水路	末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）未満のもの	百分の十七
	末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）以上のもの	百分の十九
用水機場		百分の十七
用水路		百分の十七
農業水利制御システム	末端支配面積がおおむね百ヘクタール未満のもの	百分の二十五

		末端支配面積がおおむね百ヘクタール以上のもの	百分の十七
国営農地再編整備事業	区画整理 開畑		百分の十七
国営施設応急対策事業			三百分の五十八
国営耐震対策一体型かんがい排水事業			百分の三十

別表第四（第二条関係）

（令二規則六・追加、令五規則二・一部追加）

区分				割合
国営かんがい排水事業	ダム	末端支配面積がおおむね五千ヘクタール（畑に係るものにあつては、二千ヘクタール）以上であり、かつ、有効貯水量がおおむね七百万立方メートル（畑に係るものにあつては、二百万立方メートル）以上のもの		百分の二十五
		その他のもの		百分の十七
	頭首工	末端支配面積がおおむね五千ヘクタール（畑に係るものにあつては、二千ヘクタール）未満のもの		百分の十七
		末端支配面積がおおむね五千ヘクタール（畑に係るものにあつては、二千ヘクタール）以上のもの		百分の二十五
	排水機場 排水樋門	末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）未満	新設に係るもの	百分の十七
			更新に係るもの	三百分の五十八
		末端支配面積がおおむね千ヘクタール（畑に係るものにあつては、三百ヘクタール）以上三千ヘクタール（畑に係るものにあつては、千ヘクタール）未満	新設に係るもの	百分の十九
			更新	百分の五十八
			一施設に係る事業費がおおむね二億円に満たない工事（以下「軽微な施設変更工事」という。）に係るもの	
			その他のもの	百分の十九
		末端支配面積がおお	新設に係るもの	千分の二百三十四

		むね三千ヘクタール (畑に係るものにあ っては、千ヘクタ ール) 以上五千ヘクタ ール (畑に係るもの にあっては、二千ヘ クタール) 未満	更新	軽微な施設変 更工事に係る もの	三百分の五十八
				その他のもの	千分の二百三十四
		末端支配面積がおお むね五千ヘクタール (畑に係るものにあ っては、二千ヘクタ ール) 以上	新設に係るもの		百分の二十五
			更新	軽微な施設変 更工事に係る もの	三百分の五十八
				その他のもの	百分の二十五
	排水路	末端支配面積がおお むね千ヘクタール (畑に係るものにあ っては、三百ヘクタ ール) 未満	新設に係るもの		百分の十七
			更新に係るもの		三百分の五十八
		末端支配面積がおお むね千ヘクタール (畑に係るものにあ っては、三百ヘクタ ール) 以上	新設に係るもの		百分の十九
			更新	主要工事計画 の区分に従っ た路線単位に 係る事業費が おおむね二億 円に満たない 工事 (以下 「軽微な路線 変更工事」と いう。) に係 るもの	三百分の五十八
				その他のもの	百分の十九
	用水機場	末端支配面積がおお むね千ヘクタール (畑に係るものにあ っては、三百ヘクタ ール) 未満	新設に係るもの		百分の十七
			更新に係るもの		三百分の五十八
		末端支配面積がおお むね千ヘクタール (畑に係るものにあ っては、三百ヘクタ ール) 以上	新設に係るもの		百分の十七
			更新	軽微な施設変 更工事に係る もの	三百分の五十八
				その他のもの	百分の十七

	用水路	末端支配面積がおおむね千ヘクタール (畑に係るものにあつては、三百ヘクタール) 未満	新設に係るもの		百分の十七
			更新に係るもの		三百分の五十八
		末端支配面積がおおむね千ヘクタール (畑に係るものにあつては、三百ヘクタール) 以上	新設	軽微な路線変更工事に係るもの	三百分の五十八
				その他のもの	百分の十七
	農業水利制御システム	末端支配面積がおおむね百ヘクタール未満のもの			百分の二十五
		末端支配面積がおおむね百ヘクタール以上	新設に係るもの		百分の十七
			更新に係るもの		三百分の五十八
国営農地再編整備事業	区画整理 開畑				百分の十七
国営施設応急対策事業					三百分の五十八
国営耐震対策一体型かんがい排水事業					百分の三十
土地改良施設突発事故復旧事業					百分の三十
国営造成土地改良施設整備事業					三百分の五十八

別表第五（第二条関係）

（平二一規則二八・追加）

区分			割合
災害復旧事業	農業用施設	ため池、頭首工、水路、揚水機、堤防（海岸を含む。）、道路、橋梁 ^{りょう} 及び農地保全施設	百分の二十七（当該事業に係る国の負担割合が百分の六十五を超え百分の八十未満の場合にあつては一から当該国の負担割合及び百分の八を控除した割合、当該事業に係る国の負担割合が百分の八十以上の場合にあつては一から当該国の負担割合を控除した割合に百分の六十を乗じて得た割合）

附 則（平成一三年規則第三三号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行し、改正後の国営土地改良事業負担金徴収条

例施行規則の規定は、平成五年度分の国営土地改良事業に係る負担金から適用する。

附 則（平成一四年規則第六六号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年規則第二八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年規則第二六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年規則第四〇号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和二年規則第六号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則の規定は、令和元年度分の国営土地改良事業に係る負担金から適用する。

附 則（令和五年規則第二号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(4) 国営土地改良事業負担金償還 助成事業補助金交付要綱

国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1 県は、国営土地改良事業（以下、「事業」という。）の公共性にかんがみ、事業施行地内農家全体の事業費負担の軽減を図るため、当分の間、地元負担団体である土地改良区等が償還する額について、予算の範囲内において国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事業の採択)

第2 事業の採択を申請する者は、交付初年度の前年度2月末日までに別記様式第1号に償還計画表を添え知事に申請するものとする。

2 知事は、前項の申請があったときは、事業内容を審査し、適当と認められる場合は、別記様式第2号により申請者に事業採択を通知するものとする。

(交付対象等)

第3 交付対象となる事業は、国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和34年宮城県条例第36号。以下「条例」という。）第2条第1項の規定により、平成2年度以降徴収を開始するかんがい排水事業及び農地再編整備事業とし、補助金の額は、当該事業に要した額に、別表第1、第2及び第3に定める率を乗じて得た額に、別表第4により算出した額を加えた額とする。

2 知事は、前項の規定により算出した補助金の額が、予算額を超える場合においては、その差額を、後年度に交付することができる。

3 前項の規定により各年度の補助金の額を変更する場合には、知事は、あらかじめ関係団体に通知することとする。

4 条例第2条の規定により徴収する負担金の額は、条例第3条に定める額とし、国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金の控除は行わない。

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第3号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

(補助金交付申請書)

第5 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 償還計画書

(2) 収支予算書（別記様式第4号）

(実績報告)

第6 規則第12条第1項の規定による実績報告書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

(実績報告書)

第7 規則第12条第1項の規定により実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 当該地区に係る土地改良法（昭和24年法律第195号）第90条第4項の規定に基づく負担金の納付を証する書面
- (2) 収支精算書（別記様式第6号）

(補助金の交付方法)

第8 補助金は、規則第15条ただし書の規定により概算払いにより交付するものとする。

(補助金の請求)

第9 補助金の請求は、別記様式第7号による補助金概算払請求書を知事に提出して行うものとする。

(書類の提出部数)

第10 この要綱により知事に提出する書類は、申請者の住所を所管区域とする地方振興事務所を経由するものとし、その提出部数は、各1部とする。

(その他)

第11 この要綱に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年8月29日から施行し、平成12年度の予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 国営土地改良事業負担金償還助成措置要綱（平成2年11月9日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年7月13日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年2月27日から施行し、平成20年度交付分から適用する。
- 2 この要綱による交付対象は、平成18年度までに国営土地改良事業地区調査が着手された地区とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成28年度新規採択地区から適用する。
- 2 この要綱による交付対象は、令和7年度までに採択された地区とする。

附 則

この要綱は、令和３年６月２９日から施行する。

別表第 1

国営基幹かんがい排水事業

(平成 2 年度以降開始した事業)

基 幹 工 種	助 成 率
1. ダム	
(1) 貯水量 700(1,000)万m ³ 、益面積5,000(7,000)ha以上	—
(2) " 未満	* 2.0
(3) 共同ダム(農業用)	4.5
(4) " (その他)	6.4
(5) 一般	10.4
2. 頭首工	
(1) 受益面積 5,000(7,000)ha以上	—
(2) 受益面積 3,000(3,000)ha以上	* 2.0
(3) 共同頭首工(農業用)	4.0
(4) " (その他)	4.0
(5) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(6) 受益面積 1,000(1,000)ha未満	4.0
3. 排水機場、樋門	
(1) 受益面積 5,000(7,000)ha以上	—
(2) 受益面積 3,000(3,000)ha以上	2.0
(3) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(4) 一般	4.0
4. 排水路	
(1) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2) 一般	4.0
5. 用水機場、樋門、導水路	
(1) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2) 一般	4.0
6. 用水路	
(1) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2) 一般	4.0
7. 水管理制御システム	
(1) 受益面積 100ha以上	4.0
(2) 受益面積 100ha未満	5.0

- ・*印は、鳴瀬川地区及び江合川地区については、特例として4.0%とする。
- ・基幹工種欄の()内記載事項は、平成4年度まで設けられていた区分を示す。
- ・ただし、平成28年度以降の新規地区に係る助成率については、当該事業に要した額(うち受益者負担のある基幹工種)の2.0%とする。

別表第2

国営かんがい排水事業
(平成元年度までに開始した事業)

基 幹 工 種	助 成 率
1. ダム	
(1) 貯水量 700(1,000)万m ³ 、益面積5,000(7,000)ha以上	10.4
(2) " 未満	10.4
(3) 共同ダム(農業用)	10.4
(4) " (その他)	—
(5) 一般	10.4
2. 頭首工	
(1) 受益面積 5,000(7,000)ha以上	10.4
(2) 受益面積 3,000(3,000)ha以上	9.0
(3) 共同頭首工(農業用)	—
(4) " (その他)	—
(5) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	6.5
(6) 受益面積 1,000(1,000)ha未満	4.0
3. 排水機場、樋門	
(1) 受益面積 5,000(7,000)ha以上	10.4
(2) 受益面積 3,000(3,000)ha以上	9.0
(3) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	6.5
(4) 一般	4.0
4. 排水路	
(1) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	6.5
(2) 一般	4.0
5. 用水機場、樋門、導水路	
(1) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2) 一般	4.0
6. 用水路	
(1) 受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2) 一般	4.0

・基幹工種欄の()内記載事項は、平成元年度まで設けられていた区分を示す。

別表第 3

国営農地再編整備事業

基 幹 工 種		助 成 率
全 施 設		
	1 一 般 型	4.0
	2 中山間地域型	4.0

別表第 4

区 分	該 当 地 区	補助金の額（助成率）
県要件助成	国営土地改良事業負担金計画措置実施要領（昭和62年8月21日付け62構改B第1133号）の規定により、償還計画について構造改善局長の承認を受けた地区	元利均等年賦支払以外の年賦支払の方法を併用する地区は、以下の算式により算定された額 $Y = \Sigma (X_i - \bar{X}) / 2$ ただし、 $X_i - \bar{X} < 0$ ならば $X_i - \bar{X} = 0$ とする。 Y：補助金の額 X_i ：i年度に地元が県に支払うべき負担金 i：償還期間中の各年度 $\bar{X}$ ： X_i の平均

(別記様式第1号)

令和 年度国営土地改良事業負担金償還助成事業採択申請書

番 号
年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

住所
申請者
名称及び代表者の氏名 印

令和 年度新規国営土地改良事業負担金償還助成事業の採択をされたく、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業名
2 地区名
3 事業費（見込み） 億円
4 助成額（見込み） 単位：千円

施設区分	農家償還金		償還助成交付金	
	負担率	償還金計	助成率	交付額計
	%		%	
	%		%	
	%		%	
	%		%	
計				

- 5 償還期間（予定） 年 月から 年 月
添付資料 償還計画表

(別記様式第2号)

令和 年度国営土地改良事業負担金償還助成事業採択通知書

番 号
年 月 日

土地改良区理事長 殿

宮城県知事

印

年 月 日付け 第 号で申請のありました下記地区について、国営土地改良事業負担金償還助成事業の実施地区として、採択しましたので通知します。

なお、国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において当該補助金を交付します。

記

- | | | |
|---|----------|-------|
| 1 | 事業名 | |
| 2 | 地区名 | |
| 3 | 事業費（見込み） | 億円 |
| 4 | 助成額（見込み） | 単位：千円 |

施設区分	農家償還金		償還助成交付金	
	負担率	償還金計	助成率	交付額計
	%		%	
	%		%	
	%		%	
	%		%	
計				

(別記様式第3号)

令和 年度国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

住所

申請者

名称及び代表者の氏名 印

令和 年度国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金を交付されるよう補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金の使途及び目的
- 2 補助金の算出の基礎

添付書類

- 1 償還計画書
2 収支予算書 (別添様式第4号)

(別記様式第4号)

収 支 予 算 書

1 収 入

区 分	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
県 補 助 金	円	円	円	
計				

2 支 出

区 分	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
	円	円	円	
計				

(別記様式第 5 号)

令和 年度国営土地改良事業負担金償還助成事業実績報告書

番 号
年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

住所
申請者
名称及び代表者の氏名 印

令和 年 月 日付け宮城県（農村）指令第 号で交付決定の通知があった国営土地改良事業負担金償還助成事業について、下記のとおり実施したので補助金等交付規則第 12 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金の使途及び目的
- 2 補助金の算出の基礎

添付書類

- 1 負担金納付を証する書面の写し
- 2 収支精算書（別添様式第 6 号）

(別記様式第6号)

収 支 精 算 書

1 収 入

区 分	本年度精算額	本年度予算額	増 減	備 考
県 補 助 金	円	円	円	
計				

2 支 出

区 分	本年度精算額	本年度予算額	増 減	備 考
	円	円	円	
計				

(別記様式第7号)

令和 年度国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

住所
申請者
名称及び代表者の氏名 印

令和 年 月 日付け宮城県（農村）指令第 号で交付決定の通知があった国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金について、下記のとおり金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

区 分	対象事業費	交付決定額	既 受 領 額	今回請求額	残 額
	円	円	円	円	円
計					

支払銀行名：

口座番号：

フリガナ
口座名義人：

(5) 農業水利権管理事業取扱要領

農業水利権管理事業取扱要領

(目的)

第1 この要領は、知事が取得する河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)第23条の規定による許可(以下「水利使用許可」という。)の更新手続に必要な書類等の作成を行う農業水利権管理事業(以下「事業」という。)に必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容等)

第2 事業内容は、水利使用許可の更新手続に当たり、申請に要する書類及び水利使用許可権者である河川管理者(以下単に「水利使用許可権者」という。)から提出を求められる資料の作成に必要な項目で、別表のとおりとする。

(事業の主体)

第3 事業は、地方振興事務所又は地域事務所の農業農村整備部において実施するものとする。

(事業箇所の決定及び報告)

第4 地方振興事務所及び地域事務所の農業農村整備部長(以下「部長」という。)は、この事業を行う年度ごとにその予定箇所を別紙様式1により農村振興課長(以下「課長」という。)が別に定める期限までに提出するものとする。

2 課長は、前項により提出を受けた内容に基づき事業箇所を決定し、別紙様式2により部長に通知するものとする。

3 部長は、予算の適正な執行に努めるものとする。

4 部長は、水利使用許可権者から許可を受けた場合は、許可書、水利使用規則及び許可申請書の写しを付して課長に報告するものとする。

(事務処理)

第5 前条に定める事務は、農政部農村振興課において行う。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は課長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成4年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月1日より施行する。

(別表)

農業水利権管理事業の内容

調査項目	調査内容	備考
(1) 水利使用の許可申請書の作成	河川法（以下、「法」という。）第23条の流水占用期間の更新許可申請書の作成を行う。	
(2) 現況調査及び検討 イ かんがい面積の調査等	農地の改廃等による受益地の変更及び地域内事業等による用排水系等の変更状況を把握する。	
ロ 土壌タイプ調査等	経年変化による土壌の変化の状況把握を行い、減水深等の基礎資料を作成する。	
ハ 減水深調査等	イ・ロ等の結果より減水深等の見直しを行う。	
ニ 河川区域内の占用面積の調査等	法第24条による河川取水施設の河川占用面積の算出と地形図の作成を行う。	
ホ 水収支計算	イ・ロ・ハの結果により必要水量の算出、河川取水量（申請水利権）の算出根拠を決定する。	
(3) 水利使用の許可申請書に添付する関係図書の作成	受益地内の用排水系統図、占用面積地形図等申請に必要な添付図書の作成を行う。	
(4) 河川からの正確な取水量測定を合理化する体制整備	測定誤差や転記ミスが生じないように河川からの正確な取水量測定を合理化する体制を整備する。	
(5) その他	稲作等の状況変化により取水期別及び期間の変更等について検討し資料の作成を行う。	

別紙様式1(第4関係)

令和 年度農業水利権管理事業事務所予定箇所調書

〇〇地方振興事務所／〇〇地域事務所

〇〇年〇〇月〇〇日作成

番号	水利権使用名称	河川名	許可期限	許可権者	所要額(千円)	事業概要	備考
(記載例)							
1	村田ダム	荒川 秋山沢川	R5.3.31	地方整備局長	1,000	水利使用許可申請書の作成	

別紙様式2(第4の2関係)

令和 年度農業水利権管理事業事務所別執行予算

年 月 日作成

農業水利権管理事業費	事業コード	公所	公所コード	箇所名	予算額(円)	令達額(円)	備考
	5254923	大河原	160210				
		仙台	160220				
		北部	160230				
		栗原	160240				
		東部	160260				
		登米	160250				
		計			0	0	

(6) みやぎの地域資源保全活用 支援事業実施要綱

みやぎの地域資源保全活用支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、みやぎの地域資源保全活用支援事業実施要綱の別紙1に定める中山間地域等農村活性化事業に要する経費について、この事業を行う者（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内においてみやぎの地域資源保全活用支援事業補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事業者)

第2条 この要綱で「事業者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市町村
- (2) 土地改良区
- (3) 地域住民活動の活性化推進について、指導及び助言等を行う宮城県ふるさと水と土指導員（以下「指導員」という。）
- (4) 土地改良施設等や農地の保全及び整備並びに利活用活動など地域住民活動を実践するふるさと水と土保全隊（以下「保全隊」という。）

(交付の対象事業等)

第3条 みやぎの地域資源保全活用支援事業補助金の交付対象となる事業の種類、経費及び補助額については、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 経費の配分及び事業計画の概要（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合においては、様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更にあつては、この限りでない。

イ 経費の配分の変更

調査研究事業及び推進事業に係る事業間の経費の流用

ロ 事業内容の変更

事業目的の重要な変更以外の変更

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第6条 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第4号によるものとする。

2 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施結果報告書（別紙1－1）
- (2) 収支精算書（別紙2－1）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第7条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付できるものとし、その請求書の様式は、様式第5号によるものとする。

(書類の経由等)

第8条 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は1部とし、事業者の所在地を所管する地方振興事務所（地域事務所を含む。）を経由するものとする。ただし、指導員及び保全隊については、当該指導員及び保全隊が在住する市町村が取りまとめ後、地方振興事務所を経由するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該事業に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 中山間地域等農村活性化事業補助金交付要綱（平成10年7月1日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年2月1日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該事業に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前のみやぎの地域資源保全活用支援事業補助金交付要綱の規定によりされた手続、処分その他の行為は、この要綱による改正後のみやぎの地域資源保全活用支援事業補助金交付要綱によりされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該事業に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表（第3条関係）

事業の種類	交付対象	補助額	補助額上限	対象経費
1 調査研究事業 指導員が、市町村又は集落単位の活動に対して行う現地調査又は利活用等の指導活動に必要な調査や研究	(1) 地域活動に係る土地改良施設等の現況調査	対象経費に要する額	10万円	イ 報償費 講師謝礼 ロ 旅費 講師の旅費、県主催の研修会等への参加旅費 ハ 購入費 地域住民活動に必要な資材・機材の購入費用 ・文房具等（コピー用紙、フィルム等） ・印刷代（パンフレット、保全マップ、活動成果等の印刷費用） ・地域住民活動（イベント等）の資材・材料費（苗木、燃料、食材購入費） ・食糧費（活動及び会議等における茶菓子代。弁当、食事代を除く。） ニ 役務費 郵便代 ホ 委託料 調査研究事業等での水質検査等で調査機関に依頼する費用
	(2) 地域活動に係る土地改良施設等及び農地の維持管理状況調査			
2 推進事業 事業者が、地域住民活動の実施及び活性化を図るために行う事業	(3) 地域住民活動の状況調査及び意識調査		5万円	ヘ 使用料及び賃借料 ・会議等での会場使用料 ・先進地研修時のレンタカー代、有料道路代 ・草刈機、重機等の借上費用 ト 日当 土地改良施設等や農地の保全及び整備活動の参加者に対して支払う日当 （単価については、地域で一般的に適用されている類似作業の労務単価等を参考にすることなどして定め、保全隊等の規約に明示されたものであること。）
	(4) 土地改良施設等及び農地の機能保全に資する技術試験・研究			
	(5) その他、特に調査研究が必要と認められる事項			
	(1) 集落単位等で構成される、土地改良施設等や農地の保全及び整備並びに利活用活動など地域住民活動を実践する保全隊設立の推進及び運営（設立後3年以内）			
	(2) 保全隊に指導員を1人以上配置し、地域住民活動の実施		20万円	チ 上記のほか、知事が必要かつ適当と認めるもの
	(3) 保全隊及び指導員が行う、地域住民活動の活性化に関する推進及び指導事業		5万円	

様式第1号（第4条関係）

年度みやぎの地域資源保全活用支援事業補助金交付申請書

第 号
年 月 日

宮城県知事

殿

事業者 住所

氏名又は名称及び代表者名

年度においてみやぎの地域資源保全活用支援事業を下記により実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、補助金 金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

指導員名：

（添付書類）

- 1 経費の配分及び事業計画の概要（別紙1）
- 2 収支予算書（別紙2）
- 3 その他知事が必要と認める書類

別紙 1

経費の配分及び事業計画の概要

1 事業者名

2 実施地域

3 経 費

(単位：円)

事 業 名	予 算 額	摘 要
調 査 研 究 事 業		
推 進 事 業		
合 計		

4 事業計画の内容

(1) 調査研究事業

※指導員の役割を簡潔に記載

(2) 推進事業

※指導員の役割を簡潔に記載

5 添付図面

事業実施地域の位置図

別紙 2

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
補 助 金		
自 己 資 金		
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要 (内 訳)
調 査 研 究 事 業		
推 進 事 業		
合 計		

(添付書類)

経費明細書

様式第2号（第5条関係）

年度みやぎの地域資源保全活用支援事業計画変更申請書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

事業者 住所
氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で補助金の交付決定の通知のあったみやぎの地域資源保全活用支援事業について、下記のとおり事業の内容を変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

変更理由

（添付書類）

- 1 変更後の事業計画
- 2 変更前後における予算対照表

様式第3号（第5条関係）

年度みやぎの地域資源保全活用支援事業中止（廃止）承認申請書

第 号
年 月 日

宮城県知事

殿

事業者 住所

氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で補助金の交付決定の通知のあったみやぎの地域資源保全活用支援事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 中止（廃止）理由

2 中止の期間

様式第4号（第6条関係）

年度みやぎの地域資源保全活用支援事業実績報告書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

事業者 住所
氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で補助金の交付決定の通知のあったみやぎの地域資源保全活用支援事業について、下記のとおり事業を実施したので、補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業実施結果の内容

指導員名：

2 振込先

金融機関名	銀行・農協 本・支店	
種別・口座	普通 ・ 当座	口座番号
(フリガナ) 口座名義人		

(添付書類)

- 1 事業実施結果報告書（別紙1－1）
- 2 収支精算書（別紙2－1）
- 3 その他知事が必要と認める書類

1 実施地域

2 実施内容

(1) 調査研究事業

※指導員の役割を簡潔に記載

(2) 推進事業

※指導員の役割を簡潔に記載

3 事業によって作成された書類等

別紙 2 - 1

収 支 精 算 書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	精 算 額	比 較 増 減		摘 要
			増	減	
合 計					

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	精 算 額	比 較 増 減		摘 要
			増	減	
(事業名)					
合 計					

(添付書類)

経費明細書

様式第5号（第7条関係）

年度みやぎの地域資源保全活用支援事業補助金概算払請求書

年 月 日

宮城県知事

殿

事業者 住所

氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で補助金の交付決定の通知のあったみやぎの地域資源保全活用支援事業について、下記により金 円を概算払請求によって交付されたく請求します。

記

（単位：円）

交付決定額	既受領額	今回請求額	残 額	摘 要

1 概算払を必要とする理由

2 振込先

金融機関名	銀行・農協 本・支店	
種別・口座	普通 ・ 当座	口 座 番 号
(フリガナ) 口座名義人		

みやぎの地域資源保全活用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 中山間地域においては、過疎化、高齢化等の著しい進行による地域全体の活力の低下に伴い、農村の集落機能が低下しつつあり、地域の土地改良施設等及びこれと一体的に保全することが必要であると認められる農地の保全が課題となっている。

本事業では、この課題を解決するため、農地や土地改良施設等の利活用に係る地域住民の共同活動の活性化を図る指導者の育成や、その指導者が主体となり地域住民が参加する保全管理活動、土地改良施設等及び農地、歴史的施設等の活用、農耕儀礼や郷土食等の伝統文化等の継承活動など、地域住民活動の多様な展開を支援することにより、集落機能の維持・向上を図り、もって農村地域の有する多面的機能を良好に発揮させることを目的とする。

本事業の実地については、中山間地域等農村活性化基金条例（平成5年宮城県条例第32号）、中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要綱（平成5年4月1日付け5構改D第213号農林水産事務次官依命通達）及び中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要領（平成5年4月1日付け5構改D第209号構造改善局長通知。以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「土地改良施設等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条の土地改良事業により造成された農業用ダムや頭首工、農業用排水路、農道などの施設
- (2) 県営土地改良事業等により造成された環境及び親水施設を含む施設
- (3) 歴史及び文化的な農業用に供される施設
- (4) その他、農村地域における土地改良施設と関連する地域資源等

2 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 土地改良施設等及びこれと一体的に保全することが必要であると認められる農地をいう。
- (2) 地域住民活動 農地や土地改良施設等の利活用に係る地域住民の共同活動をいう。
- (3) 地域資源等 土地改良施設等及び農地並びに歴史的施設等をいう。
- (4) 地域文化等 農耕儀礼や郷土食等の伝統文化等をいう。

(対象地域)

第3条 本事業の対象とする地域は、中山間地域及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる地域とし、実施要領第2の2及び3の規定による市町村の地域とする。

(実施事業)

第4条 本事業で実施する事業は、次に掲げるものとする。

(1) 調査研究事業

- ア 別紙 1 の第 1 の(1)に定める事業
- イ 別紙 3 の第 1 の(1)及び(3)に定める事業

(2) 宮城県ふるさと水と土指導員等育成及び研修事業

- ア 別紙 2 に定める事業
- イ 別紙 4 に定める事業

(3) 推進事業

- ア 別紙 1 の第 1 の(2)に定める事業
- イ 別紙 3 の第 1 の(2)に定める事業
- ウ 別紙 4 に定める事業

(事業主体等)

第 5 条 本事業の実施にあたっては、関係市町村、地方振興事務所（地域事務所を含む。）及び教育機関と連携して行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、必要と認めるときは、本事業を行う者に対し、補助することができる。

(事業の評価)

第 6 条 県は、本事業を効果的に推進するため、農村振興施策検討委員会条例（平成 19 年宮城県条例第 78 号）で設置する宮城県農村振興施策検討委員会（以下「委員会」という。）に対し、第 4 条に掲げる事業の実施計画及び実施結果等に関し意見を求めるものとする。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、農政部長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 宮城県ふるさと水と土指導員設置要綱（平成 9 年 2 月 13 日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前のみやぎの地域資源保全活用支援事業実施要綱の規定によりされた手続、その他の行為は、この要綱による改正後のみやぎの地域資源保全活用支援事業実施要綱によりされた手続、その他の行為とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙 1)

中山間地域等農村活性化事業の実施

(事業内容)

第 1 要綱第 4 条第 1 号ア及び第 3 号アの事業は、農村地域における土地改良施設等や農地の多面的機能の良好な発揮と、地域住民活動の実施等を行うものとし、内容は以下のとおりとする。

(1) 地域資源等に係る調査研究事業

指導員が、市町村又は集落単位の活動に対して行う現地調査又は利活用等の指導活動に必要な調査や研究で次に掲げるもの。

- イ 地域活動に係る土地改良施設等の現況調査
- ロ 地域活動に係る土地改良施設等及び農地の維持管理状況調査
- ハ 地域住民活動の状況調査及び意識調査
- ニ 土地改良施設等及び農地の機能保全に資する技術試験・研究
- ホ その他、特に調査研究が必要と認められる事項

(2) 地域資源等の保全活用推進事業

事業者が、地域住民活動の実施及び活性化を図るために行う事業で次に掲げるもの。

- イ 集落単位等で構成される、土地改良施設等や農地の保全及び整備並びに利活用活動など地域住民活動を実践するふるさと水と土保全隊（以下「保全隊」という。）設立の推進及び運営
- ロ 保全隊に指導員を 1 人以上配置し、地域住民活動の実施
- ハ 保全隊及び指導員が行う、地域住民活動の活性化に関する推進及び指導事業

(3) 前 2 号の事業推進における活用事例等は、中山間ふるさと・水と土保全対策事業及び中山間ふるさと・水と土保全推進事業の積極的な活用について（平成 19 年 8 月 28 日付け事務連絡農村振興局整備部地域整備課通知）によるものとする。

(定義)

第 2 本事業を行う「事業者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市町村
- (2) 土地改良区
- (3) 別紙 2 に定める指導員
- (4) 保全隊

(実施体制)

第 3 事業者は、本事業の実施にあたり、関係市町村及び地方振興事務所とあらかじめ協議するものとする。

(補助)

第4 県は、事業者が行う第1の事業実施にあたり、みやぎの地域資源保全活用支援事業補助金交付要綱(令和2年4月1日施行)に基づき、予算の範囲内でその経費の一部を補助するものとする。

(他の施策等との関連)

第5 本事業の実施にあたっては、次に掲げる施策等との連携に配慮するものとする。

- (1) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)に基づく多面的機能発揮促進事業
- (2) その他、市町村及び県(他部局を含む)の関連事業等

(別紙2)

宮城県ふるさと水と土指導員等育成及び研修事業の実施

(事業内容)

第1 要綱第4条第2号アの事業は、地域住民活動の活性化推進を図るため、指導及び助言等を行う宮城県ふるさと水と土指導員（以下「指導員」という。）の設置及び当該人材育成を行うものとする。

(指導員の役割)

第2 指導員の主な役割は、次のとおりとする。

- (1) 委員会に対する土地改良施設等や農地に係る保全対策及び活用等についての提案
- (2) 県及び市町村が本事業で実施する土地改良施設等及び農地に関する調査・診断等に対する協力と助言
- (3) 地域住民が行う土地改良施設等及び農地の保全活動や、それらを活用した活動に対する助言や指導等
- (4) 任期中に県が主催する「指導員活動に関する研修（他事業の地域住民活動の活性化推進を図る研修会等を含む。）」を受講すること。
- (5) その他特に必要とする活動

(委嘱)

第3 指導員となる者は、ふるさと保全ネットワーク（全国土地改良事業団体連合会）が主催する「ふるさと水と土基金全国研修会」を受講するものとする。

2 1に定めるもののほか、第2の(4)の研修を受講（受講予定を含む。）するものとする。ただし、既に受講を受けたことがある者は、この限りでない。

3 指導員は、1及び2のいずれかを満たす者の中から、本人の同意を得て農政部長が委嘱する。

(任期)

第4 指導員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(費用弁償)

第5 指導員又は指導員となる者が、県の指定する会議及び研修会等に参加するときは、職員等の旅費に関する条例（昭和32年宮城県条例第30号）第3条第4項及び第14条の規定により費用弁償を支給するものとし、その他の費用については、県が支弁することができる。

(別紙3)

地域住民活動促進事業の実施

(事業内容)

第1 要綱第4条第1号イ及び第3号イの事業は、土地改良施設等及び農地が有する多様な機能を良好に発揮させるため、地域資源等の利活用促進や保全及び維持を行う地域住民活動を行うものとし、内容は以下のとおりとする。

(1) 地域資源等保全活用支援事業

集落機能の維持向上へ向けた地域の実態把握及び地域資源等の調査や、その結果を活用した活動を実施するにあたっての地域の合意形成を図る活動の支援を行う。

(2) 地域文化等継承活動支援事業

集落機能を維持向上させるために地域文化等の継承を推進する活動の支援を行う。

(3) 保全隊設立支援事業

保全隊の設立に向けた地域住民の意識調査や合意形成を図るための活動を支援する。

(実施体制)

第2 本事業の実施は、農山漁村なりわい課又は地方振興事務所が行うものとする。

(業務の実施)

第3 第1に定める事業（以下「支援事業」という。）の実施については、地域住民の話し合いを通じた地域づくりや広報活動等を円滑に進めるための知識や技術、公正中立な第三者としての調整役の確保などを考慮する必要があることから、専門的な能力を有する機関等に委託できるものとする。

(実施手続)

第4 地方振興事務所長（以下「所長」という。）は、支援事業を実施しようとするときは、事務所提案支援事業実施計画書（別記様式）を作成し、農山漁村なりわい課長に提出するものとする。なお、これを変更しようとするときも同様とする。

2 農山漁村なりわい課長は、支援事業の実施を決定しようとするときは、1の内容を次に掲げる基準に従い審査し、実施決定したものについては、予算の範囲内で所長に予算の令達を行うものとする。

(1) 支援事業実施の必要性

(2) 支援事業計画の実現性

(3) 事業費の妥当性

(実施期間)

第5 支援事業の実施期間は、原則1地域あたり2年を最大とする。

(実績報告)

第6 所長は、支援事業終了後に成果品である業務報告書（概要版、活動状況写真を含む。）を農山漁村なりわい課長に提出するものとする。

地域住民活動促進事業 事務所提案支援事業実施計画書

[illegible]

(別紙4)

地域人材育成に係る教育機関連携事業の実施

(事業内容)

第1 要綱第4条第2号イ及び第3号ウの事業は、地域資源の利活用や保全管理、地域住民活動の活性化を図るため、教育機関と連携し、地域環境への理解醸成や地域人材の育成を行うものとする。

(実施体制)

第2 本事業の実施は、農山漁村なりわい課が指定した教育機関（以下「連携校」という）が行うものとする。

(連携校の指定)

第3 教育機関の長は、本事業を実施しようとするときは、教育機関連携事業実施計画申請書（別記様式第1号）を作成し、農山漁村なりわい課長に提出するものとする。

2 農山漁村なりわい課長は、連携校を指定しようとするときは、1の内容を次に掲げる基準に従い審査し、連携指定したものについては、予算の範囲内で連携校の長に予算の令達を行うものとする。

- (1) 事業実施の必要性
- (2) 事業計画の実現性
- (3) 事業費の妥当性

(連携期間)

第4 事業の連携期間は、1年間とする。ただし、再連携を妨げない。

(実績報告)

第5 連携校の長は、事業終了後に実績報告書（別記様式第2号）を農山漁村なりわい課長に提出するものとする。

別記様式第1号（別紙4の第3関係）

令和 年度地域人材育成に係る教育機関連携事業実施計画申請書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 教育機関名
住 所
代 表 者 名

令和 年度地域人材育成に係る教育機関連携事業を実施したいので、みやぎの地域資源保全活用
支援事業実施要綱（別紙4）の第3の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

事業内容 実施計画書（別紙）のとおり

令和 年度地域人材育成に係る教育機関連携事業
実施計画書

1 実施主体

教育機関名			
代表者職名		代表者氏名	
担 当 部 署			
担当者職名		担当者氏名	
T E L		E - m a i l	

2 実施内容

(1) 概 要

--

(2) 計 画

実施内容	実施方法	実施時期	実施場所	必要経費
経 費 合 計				

3 経費明細

経費区分	経費（額）	内 訳
人件費 報償費 旅 費 需用費 役務費 委託料 使用料 ...		
合 計		

※その他、参考添付書類等がある場合は御提出願います。

別記様式第2号（別紙4の第5関係）

令和 年度地域人材育成に係る教育機関連携事業実績報告書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 教育機関名
住 所
代 表 者 名

令和 年度地域人材育成に係る教育機関連携事業について、下記のとおり実施したのでみやぎの
地域資源保全活用支援事業実施要綱（別紙4）の第5の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

事業内容 事業実績書（別紙）のとおり

別紙

令和 年度地域人材育成に係る教育機関連携事業
事業実績書

1 実施主体

教育機関名			
代表者職名		代表者氏名	
担 当 部 署			
担当者職名		担当者氏名	
T E L		E - m a i l	

2 実施内容

(1) 概 要

--

(2) 実 績

実施内容	実施方法	実施時期	実施場所	経費
経 費 合 計				

3 経費明細

経費区分	経費 (額)	内 訳
人件費 報償費 旅 費 需用費 役務費 委託料 使用料 ...		
合 計		

※その他、参考添付書類（写真を含む）を御提出願います。

(7) 補助金等交付規則

補助金等交付規則

昭和五十一年三月三十一日
宮城県規則第三十六号

補助金等交付規則をここに公布する。
補助金等交付規則

(趣旨)

第一条 この規則は、法令、条例又は他の規則に特別の定めのあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外の者に対して交付する給付金で次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
 - 二 利子補給金
 - 三 知事が指定する負担金
 - 四 その他相当の反対給付を受けない給付金(知事が指定するものを除く。)
- 2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。
- 4 この規則において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの
 - 二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金
- 5 この規則において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。
- 6 この規則において、「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

(補助金等の交付の申請)

第三条 補助金等の交付の申請(契約の申込を含む。以下同じ。)をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した補助金等交付申請書(契約の申込にあつては、契約に関する書類)を知事に対しその定める期日までに提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 - 二 補助事業等の目的及び内容
 - 三 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
 - 四 その他知事が必要と認める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 事業計画書
 - 二 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類
 - 三 工事の施行にあつては実施設計書
 - 四 その他知事が必要と認める書類
- 3 前項の規定にかかわらず、知事は、同項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その添付を省略させることがある。

(補助金等の交付の決定)

第四条 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助金等を交付することが適当と認めたときは、速やかに、補助金等の交付の決定(契約の承諾の決定を含む。以下同じ。)をするものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付を決定することがある。

(補助金等の交付の条件)

第五条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- 一 補助事業等の内容の変更又は補助事業等に要する経費の配分の変更(知事の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けること。

二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項

三 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

四 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等遂行が困難となった場合においては、速やかに、知事に報告してその指示を受けること。

2 知事は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべき旨の条件を付することがある。

3 知事は、前二項に定めるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を付することがある。

4 補助事業者等は、間接補助金等を交付する場合において、前三項の規定により知事が補助金等の交付の決定に条件を付したときは、間接補助事業者等に対し、これを遵守するために必要な条件を付さなければならない。

(決定の通知)

第六条 知事は、補助金等の交付を決定したときは、速やかに、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第七条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から十五日以内に、申請を取り下げることができる。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この期間を短縮し、又は延長することがある。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第八条 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容及びこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 知事が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

一 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合

二 補助事業者等又は間接補助事業者等が、補助事業等又は間接補助事業等を遂行するために必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によつて賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合(補助事業者等又は間接補助事業者等の責めに帰すべき事由による場合を除く。)

3 知事は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより特別に必要となつた次に掲げる経費について補助金等を交付することがある。

一 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

二 補助事業等を行うために締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費

4 第六条の規定は、第一項の規定により取消し、又は変更をした場合について準用する。

(補助事業等の遂行等)

第九条 補助事業者等は、法令、条例及び規則(以下「法令等」という。)の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

2 補助事業者等は、間接補助事業者等に対し、法令等の定め及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わせ、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用(利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第二号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受

けたことになることをいう。以下同じ。)をすることのないようにさせなければならない。

(状況報告)

第十条 知事は、補助事業者等に対し、その定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求めることがある。

(補助事業等の遂行等の命令)

第十一条 知事は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対して、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることがある。

2 知事は、補助事業者等が前項の命令に従わなかったときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることがある。

(実績報告)

第十二条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき又は補助事業等の廃止の承認を受けたときは、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に知事が別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

2 前項の補助事業等実績報告書は、補助事業等の完了若しくは廃止の承認の日から一月を経過した日又は交付の決定のあつた日の属する県の会計年度の翌年度の四月二十日のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

(昭五二規則一・一部改正)

(補助金等の額の確定等)

第十三条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第十四条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して、命ずることがある。

2 第十二条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

(補助金等の交付)

第十五条 知事は、第十三条の規定による補助金等の額の確定後において補助金等を交付するものとする。ただし、知事は、補助事業等の遂行上必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することがある。

(決定の取消し)

第十六条 知事は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この規則又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 知事は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第六条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第十七条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 知事は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消しが前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者等の申請により、返還の期限を延長することがある。

(加算金及び延滞金)

第十八条 補助事業者等は、第十六条第一項の規定に基づく取消しにより、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助金等が二回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第一項の規定により加算金を納付しなければならない場合については、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

4 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止)

第十九条 知事は、補助事業者が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することがある。

(理由の提示)

第十九条の二 知事は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(平七規則八一・追加)

(帳簿及び書類の備付け等)

第二十条 補助事業者等は、当該補助事業等に関する帳簿及び書類を備え付け、これを当該補助事業等の完了又は廃止した年度の翌年度から五年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第二十一条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次の各号に掲げるものを知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が第五条第二項の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

一 不動産及びその従物

二 機械及び重要な器具で、知事が定めるもの

三 その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

(立入検査等)

第二十二条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をしてその事務所、事業所等に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(実施細目)

第二十三条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行し、昭和五十一年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則(昭和五二年規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成七年規則第八一号)

この規則は、平成七年十月一日から施行する。